

第三部 参考資料編

VI 県民経済計算の概念・用語解説

VII 推計方法

VIII SNA産業分類(経済活動別分類)と
日本標準産業分類の対応表

目 次

第三部 参考資料編

VI 県民経済計算の概念・用語解説	
1 県民経済計算とは	3-1
2 概念・用語解説	3-2
VII 推計方法	3-11
VIII SNA産業分類（経済活動別分類）と日本標準産業分類の対応表	3-25

VI 県民経済計算の概念・用語解説

1 県民経済計算とは

(1) 県民経済計算の目的

県民経済計算は、国民経済計算体系（SNA：System of National Accounts）における国民所得統計の概念や仕組みを県域に援用し、一定期間（通常1会計年度）に、県内の経済活動により新たに生み出された付加価値額（生産額）を、事後において、生産・分配・支出の三面から推計するもので、県の経済規模、産業構造及び所得水準を総合的かつ体系的に計測することを目的としている。

(2) 現行推計方法（2008SNA）

国民経済計算は、一国の経済を構成する諸側面を系統的・組織的に把握し記録する、マクロ経済統計である。

国際連合では、統計の国際比較を容易にすることを目的に、国民経済計算のフレームワークについて共通の基準を提示しており、平成21年2月に2008SNAを採択した。

日本（内閣府）では、平成28年12月に2008SNAへと移行しており、本県においても、平成27年度推計分から同基準に準拠した県民経済計算を推計、公表している。

(3) 県民経済計算の遡及改定

県民経済計算の推計には、遡及改定された国民経済計算の数値や、毎年公表される最新の統計資料のほか、調査が毎年実施されない統計の中間年については、統計的处理により求めた推計値を用いている。このため、新しい調査結果が公表されたときは、新しいデータで過去に遡って修正（遡及改定）を行っている。また、精度向上のための推計方法の見直しも行っており、その結果、遡及改定を行うこともある。

また、令和元年度推計分からは、国民経済計算の平成27年基準改定に合わせて、基準年の改定及び推計方法の変更等を行い、平成30年度以前の数値についても遡及改定を行った。精度向上のための推計方法の見直しは今後も行われるため、数値の利用にあたっては注意が必要である。

(4) 県民経済計算の基本的な考え方

◆ 生産総額（産出額）

各産業は、資本・用地を調達、労働者を雇用、機械・設備を使用、原材料を投入して財貨・サービスを生産する。

この生産された財貨・サービスの価値を市場価格によって評価し、単純に合計したものが生産総額（産出額）である。

◆ 付加価値額（県内総生産）

産出額には、生産にあたって原材料として投入された、いわゆる中間生産物（中間投入額）が含まれており、これを除いたものが生産活動によって新たに生み出された付加価値額（総生産）である。

$$\text{付加価値額（総生産）} = \text{産出額} - \text{中間投入額}$$

◆ 県内純生産（市場価格表示）

付加価値額には、建物や機械・設備などが生産過程において年々減耗していく価格分（固定資本減耗）も含まれており、この部分を除いたものが正味の付加価値額（市場価格表示の純生産）である。

$$\text{純生産（市場価格表示）} = \text{付加価値額（総生産）} - \text{固定資本減耗}$$

◆ 県内純生産（要素費用表示）

純生産（市場価格表示）には、間接税が課されたため市場価格が膨らんだ部分と、政府が補助金を出したため市場価格が抑えられた部分とがある。

このため、純生産（市場価格表示）から生産・輸入品に課される税の額を差し引き、補助金の額を加えると純生産（要素費用表示＝コストに利潤分を加えたもの）となる。

$$\text{純生産（要素費用表示）} = \text{純生産（市場価格表示）} - \text{生産・輸入品に課される税} + \text{補助金}$$

◆ 県民経済計算における三面等価

生産活動によって新たに生み出された付加価値額（総生産）は、生産に参加したそれぞれの生産要素に分配される。すなわち、資本・用地の提供者には利子・配当・地代が、労働者には賃金が、企業には利潤が分配される。この分配された価値（分配所得）によって、それぞれの経済主体は消費や投資などの支出を行っている。

このように、経済活動は、生産 → 分配 → 支出 という循環を繰り返すが、これらは同一の価値の流れを異なった側面から把握したものであり、概念上の調整を加えると、生産 = 分配 = 支出 という「三面等価の原則」が成立する。

2 概念・用語解説

（1）基本概念

◆ 県内ベースと県民ベース

県内ベースは、県内での生産活動により生み出された付加価値額を、その生産に携わった者の居住地を問わずに把握する概念であり、県民ベースは、県内居住者の生産活動によって生み出された付加価値額を、その生産活動の地域を問わずに把握する概念である。県民経済計算では、通常、生産・支出系列を県内ベースで、分配系列を県民ベースで把握する。

◆ 総（グロス：Gross）と 純（ネット：Net）

建物や機械・設備などの固定資産は生産の過程で減耗していくが、この減耗分の評価額（固定資本減耗）を含んだ形で付加価値額を測定するものを「総（グロス）生産」といい、控除して測定するものを「純（ネット）生産」という。

◆ 市場価格表示と要素費用表示

市場価格表示とは、文字通り市場で取引される価格による評価方法であり、消費税等の生産・輸入品に課される税及び補助金（控除）を含んだ価格表示のことである。

一方、要素費用表示とは、各商品の生産のために必要とされる生産要素に対して支払われた費用（雇用者報酬、営業余剰・混合所得、固定資本減耗）による評価方法であり、生産・輸入品に課される税及び補助金（控除）を含まない価格表示のことである。

$$\begin{aligned} \text{県内要素所得（} &= \text{要素費用表示の県内純生産）} \\ &= \text{生産者価格表示の県内純生産} - \left(\text{生産・輸入品に課される税} - \text{補助金} \right) \\ &= \text{県内雇用者報酬} + \text{営業余剰・混合所得} \end{aligned}$$

◆ 名目値と実質値

名目値とは、その時点の時価（市場価格）で評価したもので物価変動分が含まれている。これを基準年次の価格で評価し、物価変動の影響を除いたものが実質値である。

名目値は主に構成比の分析や他府県との比較などに用いられるが、実質的な成長をみるような時系列比較には実質値が用いられる。この実質値を直接推計することは困難なため、各種の物価指数を利用してデフレーター（物価調整指数）を作成し、名目値を除いて、実質値を求めている。

◆ 固定基準年方式デフレーターと連鎖価格デフレーター

固定基準年方式デフレーターは、ある特定の年を基準年としたパーシェ型物価指数であるが、基準年から離れるほど比較時点における財・サービス間の相対価格が拡大し、下方バイアスを持つ傾向があると一般的に言われている。

これに対して連鎖価格デフレーターは、前年を基準年とし、それを毎年積み重ねて接続する方法を用いるため、固定基準年方式デフレーターのようなバイアスの問題が解消され、真の物価指数により近いと言われている。ただし、物価が上下動を繰り返した場合にはドリフトと呼ばれる偏りが生じる可能性や、加法整合性が成立しないなどの問題も存在する。

国民経済計算では平成16年12月に連鎖価格デフレーターを正式に導入したが、県民経済計算においても、平成27年度より生産系列、支出系列ともに、連鎖価格デフレーターによる実質値を推計している。

◆ 制度部門別分類と経済活動別分類（取引主体の分類）

経済活動別分類が財貨・サービスの生産についての意思決定を行う主体の分類であるのに対し、制度部門別分類は所得の受取や処分、資金の調達や資産の運用についての意思決定を行う主体の分類である。この分類による取引主体には、非金融法人企業、金融機関、一般政府、家計（個人企業を含む）、対家計民間非営利団体、の5制度部門がある。金融機関が独立部門として設定されているが、これは、金融面の活動において、金融機関は他の部門とは全く異なる行動をとるため、金融機関を分離する必要があることによる。

【制度部門別分類】

非金融法人企業

全ての我が国の居住者のうち、非金融の市場生産に携わる法人企業や準法人企業から成る。市場生産に携わる非営利団体として、医療サービスを供給する医療機関や、介護保険による介護サービスを供給する介護事業者、さらには経済団体も含まれる。

金融機関

全ての我が国の居住者のうち、主要な活動が金融仲介業務及びそれを促進する業務である法人企業及び準法人企業からなる。非金融法人企業の場合と同様、金融機関には金融的性格を持つ市場生産に従事する非営利団体も含まれる。

一般政府

一般政府は、中央政府及び地方政府及びそれらによって設定、管理されている社会保障基金が含まれる。財貨・サービスの生産者という観点では非市場生産者であり、かつ公的部門に属する機関からなり、政府により支配、資金供給され、非市場生産に携わる非営利団体も含まれる。

なお、2008SNAの基準改定による中央政府等の扱い変更に伴い、従来的一般政府を中央政府等（中央政府及び全国単位の社会保障基金並びにそれらの地域事務所）と地方政府等（地方政府及び地方単位の社会保障基金）に分け、中央政府等はどの地域にも属さない域外（準地域）に位置付ける。

家計

生計を共にする全ての我が国の居住者である人々の小集団が含まれる。自営の個人企業（非法人企業）も含まれる。なお、個人企業の中には、自営農家等のほか、住宅の自己所有者（持ち家）分も含まれ、不動産業（住宅賃貸業）を営むものとして記録される。

対家計民間非営利団体

対家計民間非営利団体は、政府によって支配、資金供給されているものを除き、家計に対して非市場の財貨・サービスを提供する全ての我が国の居住者である非営利団体が含まれる。具体的には、私立学校、政治団体、労働組合、宗教団体等が含まれる。

このように対家計民間非営利団体は、利益配分を行うことができない非営利団体のうち、非市場生産者かつ民間部門に属する機関から構成される制度部門と定義されるが、多数存在する非営利団体の個々について市場性等を判断するのは実務上困難である。こうした制約を踏まえて、日本標準産業分類上、学校教育、宗教、労働団体等に属し、かつ経営組織形態が会社以外の法人または法人でない団体について対家計民間非営利団体と位置付けている。

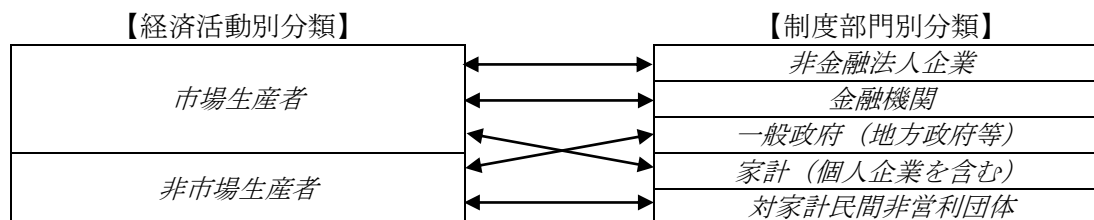
【経済活動別分類】

経済活動別分類は、生産技術の同質性に着目した分類となっており、事業所（実際の作業を行う工場や事務所など）が統計の基本単位となっている。

経済活動別分類は大きくは、「農林水産業」、「鉱業」、「製造業」、「電気・ガス・水道・廃棄物処理業」、「建設業」、「卸売・小売業」、「運輸・郵便業」、「宿泊・飲食サービス業」、「情報通信業」、「金融・保険業」、「不動産業」、「専門・科学技術、業務支援サービス業」、「公務」、「教育」、「保健衛生・社会事業」、「その他のサービス」からなっている。

（市場生産者と非市場生産者）

財貨・サービスの生産者について、これらを経済的に意味のある価格で供給する場合を「市場生産者」に、これらを無料ないし経済的に意味のない価格で供給する場合を「非市場生産者」に区分する。具体的には、市場性の判断の基準としては、原則として、売上高が生産費用の50%以上であれば市場性がある、50%未満であれば市場性がない（非市場である）とする（いわゆる「50%基準」）。ただし、政府に対して財貨・サービスを販売する機関の場合、売上高が生産費用の50%以上であっても、対象機関が当該財貨・サービスの唯一の売り手であり、かつ政府が唯一の買い手である場合には市場性がないと判断する。制度部門ごとに見ると、非金融法人企業、金融機関、家計（個人企業を含む）は市場生産者、一般政府（地方政府等）、対家計民間非営利団体は非市場生産者として扱われている。



◆ 帰属計算

帰属計算とは、国民経済計算の特有な概念であり、財貨・サービスの提供ないし享受に際して、実際には市場でその対価の受払が行われなかったのにもかかわらず、それがあたかも行われたかのようにみなして擬制的に取引計算を行うことをいう。

◆ 持ち家の帰属家賃

持ち家の帰属家賃は、実際には家賃の受払を伴わない自己所有住宅（持ち家住宅）についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され消費されるものとみなし、それを市場家賃

で評価した帰属計算上の家賃をいう。自己住宅所有者（家計）は、不動産業（住宅賃貸業）を営んでいるものとみなし、持ち家の帰属家賃は系列ごとに次の項目に含まれる。

- ① 生産面 … 不動産業を営む個人企業の生産額
- ② 分配面 … （営業余剰・混合所得分は）個人企業所得
- ③ 支出面 … 家計消費支出

（２）生産系列

◆ 経済活動別県内総生産

一定期間内（通常1会計年度）に、県内における各経済部門の生産活動によって、新たに生み出された価値（付加価値）の評価額を経済活動別に示したもの。これは、県内の生産活動に対する各経済活動部門の寄与を表すものであって、産出額から物的経費（中間投入）を控除したものに相当する。

◆ 中間投入

中間投入とは、生産者による財貨・サービスの生産の過程で原材料費・光熱費・間接費等として投入された財貨やサービスを指す。生産者によるFISIM（別項参照）の消費も中間投入に計上される。一方、中間投入には、機械設備や建物等の固定資産の減価償却分や人件費は含まれず、それぞれ固定資本減耗、雇用者報酬として付加価値に含まれる。

◆ 固定資本減耗

固定資本減耗は、建物、構築物、機械設備、知的財産生産物等からなる固定資産について、これを所有する生産者の生産活動の中で、物的劣化、陳腐化、通常の破損・損傷、予見される滅失、通常生じる程度の事故による損害等から生じる減耗分の評価額を指す。

なお、生産や固定資本形成などで、固定資本減耗を含む計数は“総”（グロス）、含まない計数は“純”（ネット）を付す。

◆ 生産・輸入品に課される税

生産・輸入品に課される税は、原則として、①財貨・サービスの生産、販売、購入または使用に関して生産者に課される租税で、②税法上損金算入が認められ、③その負担が最終購入者へ転嫁されるものを指す。これは、生産者にとっては生産コストの一部を構成するものとみなされるといふ点で、「所得・富等に課される経常税」や「資本税」とは区別される。

例として、消費税、関税、酒税、不動産取得税、印紙税、固定資産税などが挙げられる。また、持ち家家計は住宅賃貸業を営むものと擬制されているので、家計からの固定資産税は生産・輸入品に課される税として扱われる。

◆ 補助金

補助金とは、一般的に、①一般政府から市場生産者に対して交付され、②市場生産者の経常費用を賄うために交付されるものであり、③財貨・サービスの市場価格を低下させるものであると考えられるものであること、という3つの条件を満たす経常交付金である。

◆ 輸入品に課される税・関税

関税、輸入品商品税及び輸入品に係る消費税からなり、輸入した事業所所在県で計上される。

なお、輸入品に課される税・関税の産業格付けは、その特定化が難しいため一括して欄外処理する。

◆ 営業余剰・混合所得

営業余剰・混合所得は、生産活動から発生した付加価値のうち、資本を提供した企業部門の貢献分を指すもので、制度部門としては、非金融法人企業、金融機関、家計の三つの部門にの

み発生する。一般政府（地方政府等）と対家計民間非営利団体は非市場生産者であり、定義上その産出額を生産費用の合計として計測していることから、営業余剰・混合所得（純）は存在しない。このうち「混合所得」は、家計部門のうち持ち家を除く個人企業の取り分であり、その中に事業主等の労働報酬的要素を含むことから、「営業余剰」と区別して「混合所得」として記録される。

◆ 総資本形成に係る消費税

我が国の国民経済計算においては、財貨・サービスの出荷額、産出額は、消費税等の生産に課される税を含む生産者価格で記録され、これをベースにコモディティ・フロー法により推計される財貨・サービス別の総固定資本形成は消費税分が含まれているという意味で「グロス」ベースで記録されている。一方で、税法上、課税業者の投資に係る消費税分は、他の仕入れに係る消費税とともに、当該事業者が消費税を納入する時点で納税額から控除できる制度（仕入税額控除という）が採られている。このため、この控除分は「総資本形成に係る消費税」として、総資本形成（総固定資本形成、在庫変動）については、この控除分を除いた金額で記録されている。グロスの総固定資本形成から、これら仕入税額控除分を除く処理は「修正グロス方式」と呼ばれる。

生産側からGDPを計測する際も、この総資本形成に係る消費税分について控除する必要があるが、経済活動別には分割が困難であるため一括して控除処理を行っている。

（3）分配系列

◆ 県民所得（分配）

県民所得（分配）は、県民経済の循環を分配面から把握したもので、労働力・土地・資本などの生産要素を提供することによって、県内外から得られる（分配された）賃金、現物、地代、利潤などの所得の総額を把握したものである。

◆ 雇用者報酬

雇用者報酬は、生産活動から発生した付加価値のうち、労働を提供した雇用者への分配額をいい、①賃金・俸給、②雇主の社会負担の二つに分類される。

① 賃金・俸給（主なものとして次の項目より構成されている）

- ・ 現金給与
一般雇用者の賃金、給料、手当、賞与等のほかに役員報酬（給与や賞与）や議員歳費等も含まれる。
- ・ 現物給与
自社製品等の支給など、主として消費者としての雇用者の利益となることが明らかな財貨・サービスに対する雇主の支出であり、給与住宅差額家賃も含まれる。

② 雇主の社会負担

- ・ 雇主の現実社会負担
雇主の現実年金負担と雇主の現実非年金負担からなる。
雇主の現実年金負担は、社会保障制度を含む社会保険制度のうち年金制度に係る雇主の実際の負担金を指し、社会保障基金のうち公的年金制度への雇主の負担金とともに、厚生年金基金や確定給付企業年金、確定拠出企業年金等の年金基金への雇主の負担金が含まれる。ここで、年金基金への雇主の負担金の中には、雇主による退職一時金の支払額のうち、発生主義の記録の対象となる部分も含まれる。
一方、雇主の現実非年金負担には、社会保障制度のうち、医療や介護保険、雇用保険、児童手当に関わる雇主の負担金等が含まれる。
- ・ 雇主の帰属社会負担
雇主の帰属年金負担と雇主の帰属非年金負担からなる。
雇主の帰属年金負担は、企業年金のような雇主企業においてその雇用者を対象とし

た社会保険制度（雇用関係をベースとした社会保険制度）のうち確定給付型の退職後所得保障制度（年金と退職一時金を含む）に関してのみ計上される概念であり、企業会計上、発生主義により記録されるこれら制度に係る年金受給権のうち、ある会計期間における雇用者の労働に対する対価として発生した増分（現在勤務増分）に、これら制度の運営費（「年金制度の手数料」と呼ばれる）を加えたものから、これら制度に係る雇主の現実年金負担を控除したものと定義される。

一方、雇主の帰属非年金負担には、発生主義での記録を行わない退職一時金の支給額や、その他無基金により雇主が雇用者に支払う福祉的な給付（私的保険への拠出金や公務災害補償）が含まれる。

◆ 財産所得

金融資産の所有者である制度単位が、他の制度単位に対して資金を提供する見返りとして受け取る「投資所得」と、土地等の所有者である制度単位が、他の制度単位に対してこれを提供する見返りとして受け取る「賃貸料」からなる。財産所得は、さらに内訳として、「利子」、「法人企業の分配所得」、「その他の投資所得」（以上が投資所得）、「賃貸料」に分かれる。

◆ 間接的に計測される金融仲介サービス (Financial Intermediation Services Indirectly Measured, FISIM)

金融仲介機関の中には、借り手と貸し手に対して異なる利子率を課したり支払ったりすることにより、明示的には料金を課さずにサービスを提供することができるものがある。こうした金融仲介機関による明示的には料金を課さないサービスの価額を、間接的な測定方法を用いて推計したものが、FISIMである。産出されたFISIMは、需要先としては、サービスの利用者の消費（中間消費ないし最終消費支出）に配分される。

◆ 企業所得

営業余剰・混合所得に財産所得の受払いの差額を加えたものであり、民間法人企業、公的企業、個人企業ごとに表示される。

なお、営業余剰・混合所得は企業会計という営業利益にほぼ相当する。したがって、企業所得は、営業利益に受取利息などの営業外収益を加え、支払利息などの営業外費用を除いた、いわゆる経常利益に近い概念といえる。

なお、個人企業所得に含まれる「住宅自己所有による帰属分」とは、持家所有者を住宅賃貸業を営む個人企業とみなして、その営業余剰分を帰属計算したものである。

◆ 可処分所得

各制度部門の現物社会移転を除く全ての経常収入（雇用者報酬、営業余剰・混合所得及び財産所得等の受取）から、現物社会移転を除く全ての経常移転の支払を控除したものであり、それぞれの制度部門の手元に残った処分可能な所得を示している。

各制度部門別の可処分所得は、所得支出勘定における所得の第2次分配勘定のバランス項目として表章されており、また、県全体の可処分所得（県民可処分所得）はそれら制度部門別の所得支出勘定を統合することによって求められ、統合勘定（2）「県民可処分所得と使用勘定」にあらわれる。

◆ 県民可処分所得

県民可処分所得は、制度部門別には、受け取った所得から経常移転支払を控除したもので、消費と貯蓄の合計に等しくなる。県全体では、市場価格表示の県民所得に制度部門別支出勘定から求められる財産所得以外の経常移転の純受取額の各制度部門総額を加算したものが、県民可処分所得となる。

◆ 民間法人企業所得（配当受払前）

所得支出勘定の非金融法人企業部門と金融機関部門の民間分から導き出されており、他部門への法人企業の分配所得の受払後のものについて明示している。

民間法人企業所得は、生産が行われる事業所の所在地で計上するため、欄外に参考表示され

る民間法人企業所得（配当受払前）は、事業税の課税対象所得額と非課税対象所得額の合計にほぼ相当する。

（４）支出系列

◆ 県内総生産（支出側）

県内総生産（支出側）は、県民経済計算において、家計、一般政府（地方政府等）などの各部門が、一定期間内に生産された付加価値の分配を受けた後、どれだけ消費や投資などに支出したかを把握したもので、通常、市場価格で評価される。

◆ 民間最終消費支出

家計最終消費支出と対家計民間非営利団体最終消費支出の合計である。

◆ 家計最終消費支出

居住者である家計（個人企業を除く）が、一定期間に行う財貨・サービスの取得に対する支出で、同種の中古品とスクラップの純販売額（販売額－購入額）は控除される。また、財貨・サービスの取得は現金支出を伴うもののほか、農家における農作物の自家消費、自己所有住宅の帰属家賃、賃金・俸給における現物給与も含まれる。

家計が行う土地造成、住宅建設は、投資活動とみなして資本的支出としての民間総固定資本形成に含められ、家賃評価額のみが民間最終消費支出として計上される。

◆ 対家計民間非営利団体最終消費支出

対家計民間非営利団体による財貨・サービスの産出額のうち、家計への財貨・サービスの販売収入で賄われる部分や、自身の総固定資本形成（研究・開発）に充てられる部分を除いた価格からなる。

◆ 地方政府等最終消費支出

県内に所在する一般政府（地方政府等）に属する事業所の財貨・サービスに対する経常的支出であり、人件費及び物件費からなる。

政府サービス生産者の産出額（中間消費＋雇用人報酬＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課される税）から、家計などの他部門に販売した額（商品・非商品販売、国公立学校の授業料など）と自身の総固定資本形成（研究・開発）に充てられる部分を除き、現物社会給付等（医療保険及び介護保険による給付分、教科書購入費など）を加えたものを自ら消費したものと計上する。

◆ 最終消費支出と現実最終消費

家計や政府の消費のうち、各制度部門が実際に支出した負担額を「最終消費支出」、実際に享受した便益の額を示すものを「現実最終消費」として表している。

具体的には、現実最終消費は、最終消費支出に現物社会移転の受払を加味したものである。

家計現実最終消費 = 民間最終消費支出 + 政府個別消費支出

政府現実最終消費 = 政府集合消費支出

◆ 個別消費と集合消費

地方政府等最終消費支出は、個々の家計の便益のために行った「個別消費支出」と社会全体のために行った「集合消費支出」に分けられる。個別消費支出は、医療保険及び介護保険によるもののうち社会保障基金からの給付分と、教育や保健衛生等政府の個別的サービス活動に関する支出をあわせたものである。

集合消費支出（＝政府現実最終消費）は、外交、防衛、警察等の社会全体に対するサービス活動に要する支出である。

◆ 県内総資本形成

民間及び公的企業、一般政府（地方政府等）、対家計民間非営利団体、家計（個人企業）の生産者としての支出（購入及び自己生産物の使用）のうち中間消費とならないものであり、総固定資本形成と在庫変動からなる。

中間消費と総固定資本形成の区別は、当該期間内に使用され尽くす（中間消費）か、将来に便益をもたらす（総固定資本形成）かによって区別される。

◆ 総固定資本形成

民間法人、公的企業、一般政府（地方政府等）、対家計民間非営利団体及び家計（個人企業）が新規に購入した有形又は無形の資産であり、形態別には大きく、住宅、その他の建物・構築物、機械・設備、知的財産生産物等からなる。

◆ 在庫変動

会計期間中における在庫への繰入額から引出額を差し引き、さらに在庫品として保有中の財貨に対して当該会計期間内に生じた反復性のある損失額（通常予想される範囲の劣化、紛失等）を差し引いたフローの概念である。

◆ 在庫品評価調整

県民経済計算においては、発生主義の原則がとられ、在庫変動は当該商品の在庫増減時点の価格で評価すべきものとされている。

しかし、入手可能な在庫関係データは、企業会計に基づくものであり、後入先出法や先入先出法など企業会計上認められている様々な在庫評価方法で評価されている。

したがって、在庫品について期末在庫残高から期首在庫残高を差し引いて得られる増減額には、期首と期末の評価価格の差による分（一種の評価損益）も含まれている。この評価価格の差による分を除くための調整を在庫品評価調整という。

在庫品評価調整は、系列ごとに次の項目で行われる。

- ① 生産面 … 産業別の「営業余剰」
- ② 分配面 … （営業余剰・混合所得分は）「個人企業所得」
- ③ 支出面 … 「在庫変動」

◆ 財貨・サービスの純移出入

財貨・サービスの純移出入は、移出（輸出を含む）から移入（輸入を含む）を差し引いて求められる。

移出とは、県外に流出した財貨・サービスなどと県外居住者の県内における消費支出であり、移入とは、県外から流入した財貨・サービスなどと県内居住者の県外における消費支出である。

◆ 統計上の不突合

県内総生産（生産側）と県内総生産（支出側）は概念上一致すべきものであるが、推計上の接近方法が異なっているため、推計値に食い違いが生じることがある。この食い違いを「統計上の不突合」といい、勘定体系のバランスを図るために表章される。

国民経済計算では生産側に計上されるが、県民経済計算では支出側に計上される。

◆ 県外等からの要素所得（純）

県外等からの要素所得（純）は、県民所得（要素費用表示）から県内純生産（要素費用表示）を差し引いて求められる。

県民が県外等から受け取った雇用者報酬、利子・配当などの財産所得と、県外等へ支払った同項目との差額である。

(5) その他（基本勘定、主要付表）

◆ 県内総生産勘定（生産側及び支出側）

生産、分配、支出の各系列表を統合整理し、一部項目を別途推計することによって作成される県内経済全体の統合生産勘定で、市場価格表示の県内総生産（生産側）及び県内総生産（支出側：需要面）のバランスを示したものである。

◆ 県民可処分所得と使用勘定

制度部門別資本調達勘定を統合して得られるもので、生産された要素所得の受取や生産物の最終消費への支払いのほか、財産所得などの移転所得の受払等の項目により、県民可処分所得とその使用のバランスを示したものである。

◆ 資本勘定

制度部門毎に非金融面の資本蓄積（投資）及び資本調達（貯蓄）の状況を記録する勘定であり、具体的には、借方に各部門における蓄積（投資）の形態が示され、純固定資本形成（総固定資本形成から固定資本減耗を控除したもの）と在庫変動、土地の購入（純）が計上される一方、貸方は資本調達の源泉として、所得支出勘定から振り替えられる貯蓄、他制度部門からの資本移転の純受取が計上される。そして蓄積と資本調達の差額がバランス項目である純貸出（+）／純借入（-）として記録される。

◆ 県外勘定

県全体として捉えた県外取引を計上したもので、経常取引と資本取引に区分される。経常取引は、財貨・サービス、雇用者報酬のほか、財産所得、その他の経常移転の県外取引について計上している。

◆ 制度部門別所得支出勘定

非金融法人企業、金融機関、一般政府（地方政府等）、対家計民間非営利団体及び家計（個人企業を含む）の5つの制度部門別に、所得の受取と使用を記録する勘定である。

この勘定によって、生産活動の結果生み出された所得（雇用者報酬、営業余剰・混合所得等）及び財産所得がどの制度部門に分配され、さらに受け取った所得がどのような形式で再分配されたかが明らかになる。

◆ 経済活動別就業者数及び雇用者数

経済活動別の労働力投入量を年間平均就業者数、雇用者数で示したものである。

分類はSNA分類による。いくつかの仕事を兼ねている者、あるいは2カ所以上の事業所に雇用されている者などの二重雇用分を含んでいるため、国勢調査等の数値とは異なる。

◆ 経済活動別県内総生産及び要素所得

経済活動別県内総生産は、各経済活動別に生産者価格表示の産出額を推計し、これからいわゆる中間投入額（原材料、燃料費等の物的経費及びサービスの経費等）を控除する方法（付加価値法）によって推計する。

こうして求めた「生産者価格表示の経済活動別県内総生産」から、固定資本減耗を控除したものが「生産者価格表示の県内純生産」であり、ここから生産・輸入品に課される税（控除）補助金を控除すると「県内要素所得（＝純生産）」が求められる。さらにここから県内雇用者報酬を差し引くことで「営業余剰・混合所得」が求められる。

Ⅶ 推計方法

【基本勘定】

1 統合勘定

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
1 県内総生産勘定(生産側及び支出側)	主要系列表を整理・統合して作成する	
2 県民可処分所得と使用勘定	制度部門別所得支出勘定の各項目を積み上げることにより作成する	
3 資本勘定	(1)各系列から、県内総固定資本形成、(控除)固定資本減耗、在庫変動を求め、制度部門別に振り分ける (2)各系列から、制度部門別ごとに県民貯蓄、県外からの資本移転(純)を求める。また統計上の不突合を求める (3)(1)と(2)をそれぞれ合算し、その差額を県外に対する純貸出(+)/純借入(-)とする	関係指標 建設経済統計(国土交通省) 地方財政状況調査(県市町振興課) 兵庫県歳入歳出決算書(県財政課)
4 県外勘定(経常取引)		
(1)財貨・サービスの移出入(純)	主要系列表-5 県内総生産(支出側)及び県民総所得を参照	
(2)雇用者報酬(支払)	県内ベース雇用者報酬-県民ベース雇用者報酬+雇用者報酬(受取)	国勢調査(総務省)
(3)財産所得(支払)	制度部門別所得支出勘定の財産所得の受取>支払となった項目の純計	
(4)経常移転(支払)	制度部門別所得支出勘定のその他の経常移転の受取>支払となった項目の純計	
(5)経常収支(県外)	(6)~(9)の合計-(1)~(4)の合計	
(6)雇用者報酬(受取)	県内ベース雇用者報酬×県外からの県内就業者/県内就業者	
(7)生産・輸入品に課される税(中央政府)	決算書又は直接照会等により税額を求める	兵庫県歳入歳出決算書(県財政課)
(控除)補助金(中央政府)	経済活動別県内総生産×経済活動別国内総生産×分割比率 により補助金額を求める	地方財政状況調査(県市町振興課)
(8)財産所得(受取)	制度部門別所得支出勘定の財産所得の受取<支払となった項目の純計	関係指標
(9)経常移転(受取)	制度部門別所得支出勘定の その他の経常移転の受取<支払となった項目の純計	

2 制度部門別所得支出勘定

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
1 雇用者報酬	主要系列表-4 県民所得及び県民可処分所得の分配を参照	
2 営業余剰・混合所得	主要系列表-4 県民所得及び県民可処分所得の分配を参照	
3 財産所得	主要系列表-4 県民所得及び県民可処分所得の分配を参照	
4 所得・富等に課される経常税	(支払) 非金融法人企業、金融機関、家計 法人税:国徴収税額×法人事業税収入額の県割合 日本銀行納付金:全国値×日本銀行従業者数の県割合 その他の税:県内徴収税額×内民転換比率等 税の種類により、各制度部門へ分割する (受取) 一般政府(地方政府) 各決算書等により徴収税額を積み上げる	税務年報(県税務課) 経済センサス基礎調査・活動調査(総務省) 国税庁統計年報(国税庁) 兵庫県歳入歳出決算書(県財政課) 地方財政状況調査(県市町振興課) 関係指標
5 純社会負担		
(1)雇主の現実社会負担	(支払) 家計 主要系列表-4 県民所得及び県民可処分所得の分配を参照 受取額を賃金・俸給の県民/県内の比等により県民ベースへ転換 (受取) 金融機関・一般政府(地方政府等) 主要系列表-4 県民所得及び県民可処分所得の分配を参照 県内ベースとする	照会資料 兵庫県統計書(県統計課)、関係指標 業務概要(兵庫労働局職業安定課) 兵庫の国保・老健(県医療保険課)
(2)雇主の帰属社会負担	(支払) 家計 主要系列表-4 県民所得及び県民可処分所得の分配を参照 「雇主の帰属社会負担」と同額である (受取) 非金融法人企業、金融機関、一般政府(地方政府等)、対家計民間非営利団体	経済センサス基礎調査・活動調査(総務省)
(3)家計の現実社会負担	(支払) 家計 社会負担支払額計-雇主の現実社会負担支払額 (受取) 金融機関・一般政府(地方政府等)	
(4)家計の追加社会負担	社会負担受取額計-雇主の現実社会負担受取額 主要系列表-4 県民所得及び県民可処分所得の分配を参照 「年金受給権に係る投資所得」と同額を計上	
(5)(控除)年金制度の手数料	主要系列表-1 経済活動別県内総生産(名目)を参照 金融・保険業「年金基金」の産出額と同額を計上	
6 現物社会移転以外の社会給付		
(1)現金による社会保障給付	(支払) 一般政府(地方政府等) 特別会計、国民健康保険、共済組合、組合管掌健康保険、全国健康保険協会、児童手当及び子ども手当、社会保障基金のうち現金による給付がある項目について、積み上げまたは全国値を県従業者数等で按分することで求める (受取) 家計 支払額を賃金・俸給の県民/県内の比等により県民ベースへ転換	照会資料、関係指標 兵庫県統計書(県統計課) 業務概要(兵庫労働局職業安定課) 経済センサス基礎調査・活動調査(総務省)

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
(2) その他の社会保険年金給付	(支払) 金融機関 確定給付型企業年金、退職一時金(民間等)、勤労者退職金共済機構、中小企業基盤整備機構・小規模企業共済勘定、国民年金基金・同連合会、農業者年金基金、国家・地方公務員共済組合、日本私立学校振興・共済事業団、確定拠出年金(企業型・個人型) 等について、全国値を県加入者数で按分すること等で求める (受取) 家計 支払額を賃金・俸給の県民/県内の比等により県民ベースへ転換	照会資料、関係指標
(3) その他の社会保険非年金給付	(支払) 非金融法人企業、金融機関、一般政府(地方政府等)、対家計民間非営利団体 雇主の帰属非年金負担・受取額と同額とする (受取) 家計 雇主の帰属非年金負担・支払額と同額とする	照会資料、関係指標
(4) 社会扶助給付	(支払) 一般政府(地方政府等)、対家計民間非営利団体 一般政府: 恩給、扶助費等を照会により積み上げまたは全国値按分 対家計民間非営利団体: 全国値×県従業者割合 (受取) 家計 支払の扶助費+非扶助費×賃金・俸給の県民/県内の比	照会資料、関係指標 経済センサス基礎調査・活動調査(総務省) 兵庫県歳入歳出決算書(県財政課) 地方財政状況調査(県市町振興課)
7 現物社会移転	① + ② ①市場算出 (i)+(ii)+(iii) (i) 社会保障制度の医療・介護保険の保険給付分 (支払) 一般政府(地方政府等) 特別会計、国民健康保険、後期高齢者医療、共済組合、組合管掌健康保険、全国健康保険協会 のうち現物による給付がある項目について、積み上げまたは全国値を県従業者数で按分すること等で求める (受取) 家計 支払額を賃金・俸給の県民/県内の比等により県民ベースへ転換 (ii) 公費負担医療給付 医療業の産出額のうち、公費負担分 (iii) 教科書の購入費 ②非市場算出 (i)+(ii) (i) 一般政府分 支出系列の政府最終消費支出で推計した個別消費支出分 (ii) 対家計民間非営利団体分 支出系列の対家計民間非営利団体最終消費支出額	照会資料、関係指標 兵庫県統計書(県統計課) 兵庫の国保・老健(県医療保険課) 経済センサス基礎調査・活動調査(総務省)
8 その他の経常移転		
(1) 非生命保険金	(支払) 金融機関 非生命保険会社分: 全国非生命保険金額を火災保険・自動車保険・自賠責保険金額の県割合で按分する その他の非生命保険: 組合保険等の保険金額を関連数値の県割合(産出額等)で按分する 国の保険金額を定型保証サービスの産出額の県割合で分割 (受取) 全部門 支払・保険金に再保険を加え、関係指標割合を用いて制度部門別に分割する	関係指標 日本統計年鑑(総務省) 農林水産省統計表(農林水産省) 全国信用保証協会ホームページ
(2) 非生命保険料	(支払) 全部門 民間非生命・公的(非生命保険(損害保険)では、非生命保険金の受取制度部門に同額を計上 定型保証では、非生命保険金の支払額を制度部門別に分割 (受取) 金融機関 非生命保険金・支払額と同額とする	関係指標 関係指標
(3) 他に分類されない経常移転		
ア その他の経常移転		
(ア) 対家計民間非営利団体への経常移転	(支払) 非金融法人企業、金融機関、一般政府(地方政府等)、家計 非金融法人企業・金融機関については全国値×法人事業税の県割合 一般政府(地方政府等)については決算書から積み上げ 家計については1世帯当たり(信仰・祭祀比費+他の負担費)×世帯数 (受取) 対家計民間非営利団体 全国値×対家計民間非営利団体従業者数の県割合	照会資料、税務年報(県税務課) 決算状況調査表(県財政課) 地方財政状況調査表(県市町振興課) 全国消費実態調査(総務省) 家計調査報告(総務省)、関係指標 経済センサス基礎調査・活動調査(総務省)
(イ) 対家計民間非営利団体以外への経常移転		
a. 家計間の仕送り金	(支払) (遊学仕送り金+その他の仕送り金)×世帯数 (受取) (全国遊学仕送り金+全国その他の仕送り金)×全国世帯数 ×学部学生数の県割合	全国消費実態調査(総務省) 家計調査報告(総務省) 国勢調査(総務省) 学校基本調査(文部科学省)
b. 一般政府(地方政府等)	支払・受取とも決算書等から該当箇所を集計	兵庫県歳入歳出決算書(県財政課) 地方財政状況調査(県市町振興課)
イ 罰金	(支払) 非金融法人企業、金融機関、家計 受取額を直接税総額の制度部門別比率で按分する (受取) 一般政府(地方政府等) 罰金、延滞料、過料等について決算書等から該当箇所を集計	財政状況調査(県統計課) 兵庫県歳入歳出決算書(県財政課) 地方財政状況調査表(県市町振興課)
9 生産・輸入品に課される税(地方政府) (控除) 補助金(地方政府)	決算書又は直接照会等により税額を求める 経済活動別県内総生産×経済活動別国内総生産×分割比率 により補助金額を求める	兵庫県歳入歳出決算書(県財政課) 地方財政状況調査(県市町振興課) 関係指標
10 貯蓄	各制度部門で、受取合計から支払合計を差し引いたもの	

【主要系列表】

1 経済活動別県内総生産

項目	推計方法	基礎資料
1 農林水産業		
(1) 農業	①農業 産出額－中間投入額(産出額×中間投入比率) [産出額] 農業産出額(耕種、畜産物、加工農産物)+R&D算出額+自社開発ソフトウェア産出額 [中間投入比率] 全国値 ②農業サービス業 産出額－中間投入額(産出額×中間投入比率) [産出額] 全国値×年度転換比率×従業者数の対全国比 [中間投入比率] 全国値	生産農業所得統計(農林水産省) 関係指標 第3次産業活動指数(経済産業省) 経済センサス基礎・活動調査(総務省) 関係指標
(2) 林業	産出額－中間投入額(産出額×中間投入比率) [産出額] ①育林業:県育林生産額×(民有林野面積/全林野面積) ②素材生産業:木材生産+薪炭生産+栽培きのこ類生産+林野副産物採取 (素材生産業に狩猟業を含む) [中間投入比率] 全国値	県産業連関表 農林業センサス(農林水産省) 林業産出額(農林水産省) 兵庫県統計書(県統計課) 関係指標
(3) 水産業	産出額－中間投入額(産出額×中間投入比率) [産出額] 水産業生産額(海面漁業、海面養殖業、内水面漁業、内水面養殖業) [中間投入比率] 全国値	漁業産出額(農林水産省) 漁業・養殖業生産統計(農林水産省) 直接照会資料 関係指標
2 鉱業	産出額－中間投入額(産出額×中間投入比率) [産出額] 全国値×従業者数の対全国比 [中間投入比率] 全国値	経済センサス基礎・活動調査(総務省) 関係指標
3 製造業	産出額－中間投入額 [産出額] ①工業統計対象分:(販売電力収入・転売収入を除く製造品出荷額等 +転売収入のマージン額+製造品及び半製品・仕掛品在庫純増) ×年度転換比率+R&D産出額+自社開発ソフトウェア産出額 ②と畜場(民間企業):と殺頭数×一頭当たりと畜場使用料等 [中間投入額] ①工業統計対象分:(原材料使用額等－製造関連外注費－転売品仕入額)× 年度転換比率+間接費+政府手数料+FISIM消費額 ②と畜場(民間企業):産出額×中間投入比率(食料品製造業の県中間投入比率を準用)	経済センサス基礎・活動調査(総務省) 経済構造実態調査(経済産業省) 鉱工業指数(県統計課) 製造業部門別投入・産出物価指数(日本銀行) 生産側系列の四半期速報(生産QNA)(内閣府) 畜産物流統計(農林水産省) 関係指標 直接照会資料
4 電気・ガス・水道・廃棄物処理業		
(1) 電気業	産出額－中間投入額 [産出額] 発電部門収入+送配電部門収入 ①発電部門収入:全国値のうち発電部門産出額×発電金額対全国比 ②送配電部門収入:全国値のうち送配電部門産出額×消費電力金額対全国比 [中間投入額] ①発電部門:発電部門産出額×発電部門中間投入比率 ②送配電部門:送配電部門産出額×送配電部門中間投入比率	電力会社の有価証券報告書等 地方公営企業決算状況調査(総務省) 電力調査統計(資源エネルギー庁) 関係指標
(2) ガス・熱供給業	[産出額] 営業収入+R&D産出額+自社開発ソフトウェア産出額 [中間投入額] 原料費・電力費・材料費等+政府手数料+FISIM消費額	都道府県別エネルギー消費統計(資源エネルギー庁) 関係指標 直接照会資料
(3) 水道業	[産出額] 営業収入－受託工事収益－受水費+R&D産出額+自社開発ソフトウェア産出額 [中間投入額] 動力費・修繕費・材料費・薬品費等+政府手数料+FISIM消費額	地方公営企業決算状況調査(総務省) 関係指標
(4) 廃棄物処理業	[産出額] 全国値×年度転換比率×(従業者数×1人当たり現金給与)の対全国比 [中間投入比率] 全国値	第3次産業活動指数(経済産業省) 経済センサス基礎・活動調査(総務省) 賃金構造基本統計調査(厚生労働省) 関係指標
5 建設業	産出額－中間投入額(産出額×中間投入比率) [産出額] ①建築工事・土木工事:全国建設投資額×出来高ベース工事高対全国比+ R&D産出額+自社開発ソフトウェア産出額 ②補修工事:建築工事・土木工事の産出額×建設補修率 [中間投入比率] 全国値	建設総合統計年度報(国土交通省) 建設投資見通し(国土交通省) 県産業連関表(県統計課) 建設工事施工統計調査(国土交通省) 関係指標
6 卸売・小売業		
(1) 卸売業	産出額－中間投入額(産出額×中間投入比率) [産出額] 全国値×自県分の産業別卸売業年間販売額等の対全国比 年間販売額等:(年間販売額－本支店間移動－製造業の販売事業所分) ×(年間商品販売額－年間商品仕入額)÷年間商品販売額+その他の収入額 [中間投入比率] 全国値	商業統計調査(経済産業省) 法人企業統計調査(財務省) 商業動態統計月報(経済産業省) 関係指標
(2) 小売業	[産出額] 全国値×自県分の産業別小売業年間販売額等の対全国比 年間販売額等:(年間販売額－本支店間移動－製造業の販売事業所分) ×(年間商品販売額－年間商品仕入額)÷年間商品販売額+その他の収入額 [中間投入比率] 全国値	商業統計調査(経済産業省) 法人企業統計調査(財務省) 商業動態統計月報(経済産業省) 関係指標

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
7 運輸・郵便業 (1) 鉄道業	産出額－中間投入額(産出額×中間投入比率) 〔産出額〕 ①JR旅客:営業収益×乗車人員数自県分割 ②JR貨物:営業収益×発送トン数対全国比 ③JR以外の鉄道・軌道(旅客・貨物):営業収入×分割比率 (料金収入割合、乗客数、営業キロ数等) ④索道:旅客収入 ①～④の合計+R&D産出額+自社開発ソフトウェア産出額 〔中間投入比率〕 全国値	直接照会資料 貨物地域流動調査(国土交通省) 鉄道輸送統計年報(国土交通省) JR貨物財務情報(JR貨物) 財務諸表(阪急電鉄、神戸電鉄等) 兵庫県統計書(県統計課) 関係指標
(2) 道路運送業	〔産出額〕 ①道路旅客業:営業収入+R&D産出額+自社開発ソフトウェア産出額 ②道路貨物輸送業:全国値×年度転換比率×輸送トン数の対全国比 〔中間投入比率〕 全国値	直接照会資料 自動車輸送統計年報(国土交通省) 第3次産業活動指数(経済産業省) 国勢調査(総務省) 関係指標
(3) 水運業	〔産出額〕 ①外洋輸送業:全国値×年度転換比率×外国貿易貨物量(輸出)自県分割 ②沿海・内水面輸送業:全国値×年度転換比率× (従業者数×1人当たり現金給与)の対全国比 ③港湾輸送業:全国値×年度転換比率×海上出入貨物量対全国比 〔中間投入比率〕 全国値	港湾統計年報(国土交通省) 第3次産業活動指数(経済産業省) 賃金構造基本統計調査(厚生労働省) 経済センサス基礎・活動調査(総務省) 関係指標 神戸市公営企業会計決算書(神戸市) 財政状況調査(県統計課)
(4) 航空輸送業	〔産出額〕 全国値×年度転換比率×分割比率(空港面積、旅客数、貨物量等) 〔中間投入比率〕 全国値	直接照会資料 空港管理状況調書(国土交通省) 第3次産業活動指数(経済産業省) 関係指標
(5) その他の運輸業	〔産出額〕 ①貨物運送取扱:全国値×年度転換比率×(従業者数×1人当たり現金給与)の対全国比 ②倉庫業:全国値×年度転換比率×平均月末在庫量の対全国比 ③こん包業:全国値×年度転換比率×(従業者数×1人当たり現金給与)の対全国比 ④道路輸送施設提供業 ○高速自動車道、有料道路:営業収益+R&D産出額+自社開発ソフトウェア産出額 ○路外駐車場:全国値×年度転換比率×駐車可能台数の対全国比 ○自動車ターミナル:全国値×年度転換比率×自動車ターミナル数の対全国比 ⑤その他の水運附帯サービス業:全国値×年度転換比率× (従業者数×1人当たり現金給与)の対全国比 ⑥航空施設管理(市場生産者)・その他の航空附帯サービス: 全国値×年度転換比率×航空運輸業産出額対全国比 ⑦旅行・その他の運輸附帯サービス:全国値×年度転換比率× (従業者数×1人当たり現金給与)の対全国比 〔中間投入比率〕 全国値	第3次産業活動指数(経済産業省) 経済センサス基礎・活動調査(総務省) 賃金構造基本統計調査(厚生労働省) 倉庫統計季報(国土交通省) 直接照会資料 決算に合わせて開示する高速道路事業関連情報 (日本高速道路保有・債務返済機構) 自動車駐車場年報(国土交通省) 数字でみる自動車(国土交通省) 財政状況調査(県統計課) 関係指標
(6) 郵便業	〔産出額〕 全国値×年度転換比率×従業者数の対全国比 〔中間投入比率〕 全国値	第3次産業活動指数(経済産業省) 経済センサス基礎・活動調査(総務省) 関係指標
8 宿泊・飲食サービス業	産出額－中間投入額(産出額×中間投入比率) 〔産出額〕 全国値×年度転換比率×(従業者数×1人当たり現金給与)の対全国比 〔中間投入比率〕 全国値	第3次産業活動指数(経済産業省) 経済センサス基礎・活動調査(総務省) 賃金構造基本統計調査(厚生労働省) 関係指標
9 情報通信業 (1) 電信・電話業	産出額－中間投入額(産出額×中間投入比率) 〔産出額〕 ①通信業:全国値×年度転換比率×発信回数対全国比 ②電気通信に附帯するサービス業:全国値×年度転換比率× (従業者数×1人当たり現金給与)の対全国比 ③インターネット附随サービス業:全国値×年度転換比率× (従業者数×1人当たり現金給与)の対全国比 〔中間投入比率〕 全国値	第3次産業活動指数(経済産業省) 経済センサス基礎・活動調査(総務省) 賃金構造基本統計調査(厚生労働省) 関係指標
(2) 放送業	〔産出額〕 ①公共放送:(受信料収入+交付金収入)×契約数の対全国比+R&D産出額+ 自社開発ソフトウェア産出額 ②民間放送:全国値×年度転換比率×(従業者数×1人当たり現金給与)の対全国比 ③有線放送:全国値×年度転換比率×(従業者数×1人当たり現金給与)の対全国比 〔中間投入比率〕 全国値	NHK財務諸表、NHK業務報告書 第3次産業活動指数(経済産業省) 経済センサス基礎・活動調査(総務省) 賃金構造基本統計調査(厚生労働省) 関係指標
(3) 情報サービス業	〔産出額〕 全国値×年度転換比率×(従業者数×1人当たり現金給与)の対全国比 〔中間投入比率〕 全国値	第3次産業活動指数(経済産業省) 経済センサス基礎・活動調査(総務省) 賃金構造基本統計調査(厚生労働省) 関係指標

項目	推計方法	基礎資料
(4)映像・音声・文字情報制作業	[産出額] 全国値×年度転換比率×(従業者数×1人当たり現金給与)の対全国比 [中間投入比率] 全国値	第3次産業活動指数(経済産業省) 経済センサス基礎・活動調査(総務省) 貸金構造基本統計調査(厚生労働省) 関係指標
10 金融・保険業	産出額－中間投入額(産出額×中間投入比率)	日本銀行統計(日本銀行)
(1)金融業	[産出額] ①日本銀行:日銀産出額 ②預金取扱機関(民間・公的): 貸し手側FISIM産出額+借り手側FISIM産出額+受取手数料 ③その他の金融機関(非仲介型金融機関)及びFISIM対象外金融仲介機関:受取手数料 [中間投入比率] 全国値	ゆうちょ銀行ディスクロージャー誌(ゆうちょ銀行) 貸付状況(近畿版)(財務省近畿財務局) 業務統計年報(日本政策金融公庫) 農林漁業金融統計(農林中金総合研究所) 全国信用金庫概況(信金中央金庫) 経済センサス基礎・活動調査(総務省) 関係指標
(2)保険業	[産出額] ①生命保険 ○民間生命保険(生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会 等) 全国値×保有契約高(個人+団体)対全国比 ○公的生命保険(かんぽ生命保険) 全国値×保有契約高対全国比 ②年金基金 ○民間年金基金(厚生年金基金・企業年金連合会、確定給付企業年金 等) 全国値×加入者数の対全国比 ○公的年金基金(建設業退職金共済事業、林業退職金共済事業 等) 全国値×加入者数の対全国比 ③非生命保険 ○民間非生命保険(本邦損保、外国損保 等) 収入保険料－支払保険金－責任準備金+財産運用収益 ○公的非生命保険 収入保険料－支払保険金 ○定型保証 ・信用保証協会:業務費 ・住宅ローン保証を提供する機関: 全国値×一世帯当たりの負債(住宅・土地)残高の全国比 [中間投入比率] 全国値	生命保険事業概況(生命保険協会) 総合農協統計表(農林水産省) JA共済連の現状(JA共済) 全労済ファクトブック(全労済) 厚生年金保険・国民年金事業年報 (厚生労働省、旧社会保険庁) 事業年報(建設業退職金共済事業本部) 事業年報(清酒製造業退職金共済事業本部) 事業年報(林業退職金共済事業本部) 損害保険料率算出機構統計集 (損害保険料率算出機構) 市町決算統計表(県市町振興課) 財務諸表(信用保証協会) 国勢調査(総務省) 直接照会資料 関係指標
11 不動産業	産出額－中間投入額(産出額×中間投入比率)	支出系列推計
(1)住宅賃貸業	[産出額] 家賃(支出系列で推計から民泊部分を除いた値) +住宅宿泊サービス支払額+自社開発ソフトウェア産出額 [中間投入比率] 全国値	観光庁資料 内閣府地方創生推進事務局資料 関係指標
(2)不動産仲介業	[産出額] 全国値×年度転換比率×(従業者数×1人当たり現金給与)の対全国比 [中間投入比率] 全国値	第3次産業活動指数(経済産業省) 経済センサス基礎・活動調査(総務省) 貸金構造基本統計調査(厚生労働省) 関係指標
(3)不動産賃貸業	[産出額] 全国値×年度転換比率×(従業者数×1人当たり現金給与)の対全国比 [中間投入比率] 全国値	第3次産業活動指数(経済産業省) 経済センサス基礎・活動調査(総務省) 貸金構造基本統計調査(厚生労働省) 関係指標
12 専門・科学技術、業務支援サービス業	産出額－中間投入額(産出額×中間投入比率) [産出額] ①研究開発サービス、広告業、物品賃貸サービス業、その他の対事業所サービス業 全国値×年度転換比率×(従業者数×1人当たり現金給与)の対全国比 ②獣医業 全国値×年度転換比率×従業者数の対全国比 [中間投入比率] 全国値	第3次産業活動指数(経済産業省) 経済センサス基礎・活動調査(総務省) 貸金構造基本統計調査(厚生労働省) 関係指標 獣医師の届出状況(農林水産省)
13 公務	[17 非市場生産者(政府)]を参照。	
14 教育	産出額－中間投入額(産出額×中間投入比率) [産出額] 全国値×年度転換比率×(従業者数×1人当たり現金給与)の対全国比 [中間投入比率] 全国値	第3次産業活動指数(経済産業省) 経済センサス基礎・活動調査(総務省) 貸金構造基本統計調査(厚生労働省) 関係指標
15 保健衛生・社会事業	産出額－中間投入額(産出額×中間投入比率) [産出額] ①医療・保健 ○医療業:総医療費+R&D産出額+自社開発ソフトウェア産出額 ○保健衛生業、社会福祉業: 全国値×年度転換比率×(従業者数×1人当たり現金給与)の対全国比 ②介護:総介護サービス費+R&D産出額+自社開発ソフトウェア産出額 [中間投入比率] 全国値	第3次産業活動指数(経済産業省) 経済センサス基礎・活動調査(総務省) 年度統計(社会保険診療報酬支払基金) 国民医療費(厚生労働省) 後期高齢者医療事業状況報告(厚生労働省) 貸金構造基本統計調査(厚生労働省) 介護保険事業状況報告(厚生労働省) 関係指標 直接照会資料

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
16 その他のサービス	産出額－中間投入額(産出額×中間投入比率) 〔産出額〕 ①自動車整備・機械修理業 ○自動車整備業:全国値×年度転換比率×保有車両数の対全国比 ○機械修理業:全国値×年度転換比率×(従業者数×1人当たり現金給与)の対全国比 ②会員制企業団体、娯楽業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の対個人サービス業 全国値×年度転換比率×(従業者数×1人当たり現金給与)の対全国比 〔中間投入比率〕全国値	自動車保有台数(自動車検査登録情報協会) 第3次産業活動指数(経済産業省) 経済センサス基礎・活動調査(総務省) 賃金構造基本統計調査(厚生労働省) 関係指標
17 非市場生産者(政府)	非市場生産者(政府)の経済活動別分類は次のとおり。 (政府)下水道……………電気・ガス・水道・廃棄物処理業 (政府)廃棄物処理…………… 〃 (政府)水運施設管理……………運輸・郵便業 (政府)航空施設管理(国営)…………… 〃 (政府)公務……………公務 (政府)教育……………教育 (政府)社会教育……………その他のサービス (政府)学術研究……………専門・科学技術、業務支援サービス業 (政府)保健衛生・社会福祉……………保健衛生・社会事業 産出額－中間投入額 〔産出額〕 雇用人報酬＋中間投入＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課される税 ○雇用人報酬:給与、手当、社会保険料負担等 ○中間投入:備品購入費、維持補修費、旅費、諸謝金、委託費等 ○固定資本減耗:固定資本減耗、社会資本減耗、受注型ソフトウェア減耗 ○生産・輸入品に課される税:国有資産等所在市町交付金、自動車重量税等 〔中間投入額〕 中間投入＋FISIM消費額－受注型ソフトウェア額	財政状況調査(県統計課) 県決算統計表(県財政課) 市町決算統計表(県市町振興課) 地方公営企業の経営状況(県市町振興課) 経済センサス基礎・活動調査(総務省) 関係指標
18 非市場生産者(非営利)	非市場生産者(非営利)の経済活動別分類は次のとおり。 (非営利)教育……………教育 (非営利)社会教育……………その他のサービス (非営利)自然・人文科学研究機関……………専門・科学技術、業務支援サービス業 (非営利)社会福祉……………保健衛生・社会事業 (非営利)その他……………その他のサービス 産出額－中間投入額(産出額×中間投入比率) 〔産出額〕 全国値×(従業者数×1人当たり現金給与)の対全国比 〔中間投入額〕 全国値	経済センサス基礎・活動調査(総務省) 賃金構造基本統計調査(厚生労働省) 学校基本調査(文部科学省) 関係指標
19 企業内研究開発のR&D産出額	〔産出額〕 全国値×研究者・技術者数の対全国比	国勢調査(総務省) 関係指標
20 自社開発ソフトウェア産出額	〔産出額〕 国の産出額に占める国の自社開発ソフトウェア産出額の比 ×県産出額(R&D産出額を含む)	関係指標
21 輸入品に課される税・関税	全国値×県内総生産額÷国内総生産額	関係指標
22 (控除) 総資本形成に係る消費税	支出系列で推計した各経済活動部門の設備投資及び在庫投資の消費税の合計値を一括控除する。	支出系列推計
23 固定資本減耗	産出額×固定資本減耗比率(全国値)	関係指標
24 生産・輸入品に課される税	〔全経済活動部門に格付けするもの〕 不動産関係税、自動車関係税、事業所税、印紙収入、消費税等の各税目を 総生産額により各経済活動へ分割する。 〔各産業部門に格付けするもの〕 製造業(食料品):酒税、たばこ税、たばこ特別税 製造業(石油・石炭製品):揮発油税 鉱業:石油石炭税、鉱区税、鉱産税 運輸・郵便業:航空機燃料税、とん税、特別とん税 電気・ガス・水道・廃棄物処理業:電源開発促進税、発電水利使用料 卸売・小売業:石油ガス税、軽油引取税 宿泊・飲食サービス業:入湯税 その他のサービス:ゴルフ場利用税、日本中央競馬会納付金、県・市町収益事業収入	都道府県の課税状況に関する調(総務省) 固定資産の価格等の概要調査(総務省) 関係指標 国税庁統計年報書(国税庁) 直接照会資料 国勢調査(総務省) 国勢調査結果による補間補正人口(総務省) 市町決算統計表(県市町振興課) 経済センサス基礎・活動調査(総務省) 出入国管理統計(法務省) 国際収支統計(財務省)
25 (控除) 補助金	決算書等から補助金を各経済活動に格付けする。	関係指標

2 県民所得及び県民可処分所得の分配

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
1 雇用者報酬	(1)+(2)	
(1) 賃金・俸給	ア+イ+ウ+エ+オ	
ア 現金給与	(ア)+(イ)	
(ア) 農林水産業	a+b+c+d	
a. 農業	農家一戸当たり農業雇用労賃×販売農家戸数 1人当たり雇用者報酬×1人当たり現金給与の本県分の全国比×従業者数	照会資料 農林業センサス(農林水産省) 法人企業統計(財務省)
b. 林業	県内純生産×林野面積の県別個人分割合×雇用労賃/ (粗収益-(経営費-雇用労賃-負債利子-物件税・公課諸負担))	林業経営統計調査(農林水産省) 経済センサス基礎調査・活動調査(総務省)
c. 水産業	県内純生産×雇用労賃/(漁業収入-漁業支出+雇用労賃)	漁業経営調査(農林水産省)
d. 有給家族従業者の現金給与	有給家族従業者一人当たり年間平均給与×有給家族従業者数	国勢調査(総務省) 関係指標
(イ) 農林水産業以外の産業	a+b+c	
a. 常用雇用者	A×B	国勢調査(総務省)
(サービス業のうち教職員・公務を除く)	ただし、 A: 常用雇用者数(二重雇用調整済。臨時・日雇従業者を除く) B: 常用雇用者一人当たり賃金・俸給 なお、 B=(C×D+E×F)/(D+F) ただし、 C: 5人以上の1人あたり現金給与総額 D: 5人以上の常用雇用者数(二重雇用調整済) E: 4人以下の1人あたり現金給与総額 F: 4人以下の常用雇用者数(二重雇用調整済) 注: 「5人以上」「4人以下」とは、それぞれ 「常用雇用者規模5人以上の事業所」、 「常用雇用者規模4人以下の事業所」の略である また、C、Eについては以下のとおりである C=経済活動別現金給与総額 E=C×(格差)	毎月勤労統計調査(厚生労働省) 経済センサス基礎調査・活動調査(総務省) 関係指標
b. 常用雇用者	照会資料、決算資料による。	
(サービス業のうち教職員・公務)	ただし、私立学校教職員は、教職員数×1人あたり現金給与総額	財政状況調査(県統計課) 地方財政状況調査表(県市町振興課) 決算状況調査表(県財政課) 学校基本調査(文部科学省) 毎月勤労統計調査(厚生労働省) 関係指標
c. 臨時・日雇	A×B ただし、 A: 臨時・日雇雇用者数(二重雇用調整済) B: 臨時・日雇雇用者一人当たり年間現金給与総額 なお、 B=C×D C: 臨時労働者一人当たり年間現金給与総額/常用労働者一人当たり年間現金給与総額 D: 常用雇用者一人当たり年間現金給与総額	国勢調査(総務省) 経済センサス基礎調査・活動調査(総務省) 毎月勤労統計調査(厚生労働省) 賃金構造基本統計調査(厚生労働省) 業務概要(兵庫労働局)
イ 現物給与	現金給与総額×現物給与比率	関係指標
ウ 役員報酬(給与・賞与)	常用雇用者1人当たり現金給与×役員と従業員の報酬格差×役員数	関係指標
エ 議員歳費等	議員、委員報酬(国、県、市町議会)	国勢調査(総務省)
オ 給与住宅差額家賃	[民営借家市平均家賃(1か月1㎡当たり)-給与住宅家賃(1か月1㎡当たり)] ×給与住宅延べ床面積×12ヶ月	決算資料 住宅・土地統計調査(総務省)
(2) 雇主の現実社会負担	ア+イ	
ア 雇主の現実社会負担	(ア)+(イ)	
(ア) 社会保障基金に係る雇主の現実社会負担	一般政府(地方政府等)に格付けされる社会保障基金 特別会計(全国健康保険協会管掌健康保険、厚生年金、労働者災害補償保険、雇用保険)、共済組合、組合管掌健康保険、児童手当及び子ども手当、社会保障基金、介護保険を推計し、 賃金・俸給の県民/県内の比により県民ベースに転換 金融機関に格付けされる年金基金 厚生年金基金、確定給付企業年金、退職一時金(民間等)、勤労者退職共済機構、中小企業基盤整備機構等を推計し、 賃金・俸給の県民/県内の比により県民ベースに転換	財政状況調査(県統計課) 照会資料 兵庫県統計書(県統計課) 業務概要(兵庫労働局) 兵庫の国保・老健(県医療保険課) 児童手当事業年報、子ども手当事業年報(厚生労働省) 国家公務員給与等実態調査報告(人事院) 財政状況調査(県統計課) 関係指標
(イ) その他の社会保険制度に係る雇主の現実社会負担	(ア)+(イ)	
イ 雇主の帰属社会負担	(ア)+(イ)	
(ア) 雇主の帰属年金負担	現在勤務増分(年金制度の手数料も含む)-確定給付型年金に係わる雇主の現実年金負担を推計し、 賃金・俸給の県民/県内の比により県民ベースに転換	関係指標 厚生年金保険・国民年金事業年報(厚生労働省)
(イ) 雇主の帰属非年金負担	a+b+c	
a. 退職一時金(政府等)	国、県、市町(公的企業を含む)は退職手当を決算書等により集計	財政状況調査(県統計課) 財政状況調査(県統計課)
b. 公務災害補償費	国、県、市町村の公務災害補償費等	財政状況調査(県統計課) 決算状況調査表(県財政課) 地方財政状況調査表(県市町振興課)
c. その他	上記以外の雇用者福祉のための雇主負担であり、関係指標から算出	関係指標

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
2 財産所得（非企業部門）	(1) + (2) + (3)	
(1) 一般政府		
ア 受取	(ア) + (イ) + (ウ) + (エ)	
(ア) 利子	a + b + c	
a. 国出先機関	国の受取利子 × 全国銀行貸付金残高の県割合	日本銀行統計（日本銀行） 決算状況調査表（県財政課）
b. 県・市町	預金利子、貸付利子等	地方財政状況調査表（県市町振興課） 関係指標
c. 社会保障基金	国の受取財産所得 × 厚生年金・国民年金負担額の県割合 × { 県・市町・地方社会保障基金における受取利子 / 受取財産所得 }	
(イ) 法人企業の分配所得の受取	a + b + c	
a. 国出先機関	公務員住宅貸付収入 + 財産運用収入	財政状況調査（県統計課） 決算状況調査表（県財政課）
b. 県・市町	財産運用収入	地方財政状況調査表（県市町振興課） 関係指標
c. 社会保障基金	国の受取財産所得 × 厚生年金・国民年金負担額の県割合 × { 県・市・地方社会保障基金町における受取分配所得 / 受取財産所得 }	
(ウ) 保険契約者に帰属する投資所得	県の非生命保険の保険契約者に帰属する財産所得（支払） × 一般政府（地方政府等）の受取割合（＝純保険料の支払割合）	支払：金融機関の企業所得（3(1)b、3(2)b）
(エ) 賃貸料	a + b + c	
a. 国出先機関	土地水面貸付料等	財政状況調査（県統計課）
b. 県・市町	国の受取総土地賃貸料 × 固定資産税（土地）の法人決定価格の県割合	地方財政状況調査表（県市町振興課） 関係指標
c. 社会保障基金	国の受取財産所得 × 厚生年金・国民年金負担額の県割合 × { 県・市町・地方社会保障基金における受取賃貸料 / 受取財産所得 }	
イ 支払	(ア) + (イ) + (ウ) + (エ)	
(ア) 利子	a + b + c	
a. 国出先機関	国の支払利子（供託金除く） × 全国銀行預金残高の県割合 + 供託金	日本銀行統計（日本銀行） 財政状況調査（県統計課）
b. 県・市町	地方債利子償還額、一時借入金利子、公共下水道等	決算状況調査表（県財政課） 地方財政状況調査表（県市町振興課） 関係指標
c. 社会保障基金	国の支払財産所得 × 厚生年金・国民年金負担額の県割合 × { 県・市町・地方社会保障基金における支払利子 / 支払財産所得 }	
(イ) 法人企業の分配所得の支払	（発生しない）	
(ウ) 保険契約者に帰属する投資所得	（発生しない）	
(エ) 賃貸料	a + b + c	
a. 国出先機関	土地賃借料	財政状況調査（県統計課）
b. 県・市町	国の支払総土地賃貸料 × 固定資産税（土地）の法人決定価格の県割合	地方財政状況調査表（県市町振興課） 関係指標
c. 社会保障基金	国の支払財産所得 × 厚生年金・国民年金負担額の県割合 × { 県・市町・地方社会保障基金における支払賃貸料 / 支払財産所得 }	
(2) 家計		
ア 受取	(ア) + (イ) + (ウ) + (エ)	
(ア) 利子	a + b + c	
a. 一般預貯金利子	国金融機関の一般預貯金支払利子 × 個人預貯金残高の県割合 国の信託勘定の預貯金利子 × 県割合 × 全国の個人分割合	日本銀行統計（日本銀行）、関係指標 近畿財務経済統計年報（近畿財務局） 兵庫労働局資料
b. 社内預金利子	照会資料による	日本銀行統計（日本銀行） 関係指標
c. 有価証券利子	国の当該係数 × 個人預残高の県割合	国税庁統計年報書（国税庁）、関係指標
(イ) 法人企業の分配所得の受取	国の当該計数 × 配当所得の県割合	
(ウ) その他の投資所得	a + b + c	
a. 保険契約者に帰属する投資所得	(a) + (b)	
(a) 生命保険	県の生命保険の保険契約者に帰属する投資所得の支払を全額計上	支払：金融機関の企業所得（3(1)イ、3(2)イ）
(b) 非生命保険	県の非生命保険の保険契約者に帰属する投資所得の支払 × 家計の受取割合（＝純保険料の支払割合）	
b. 年金受給権に係る投資所得	民間金融機関の支払額と同額を計上	民間金融機関の財産所得 3(1)イ(ウ)c.(b)
c. 投資信託投資者に帰属する投資所得	県の投信信託投資者に帰属する投資所得（支払） × 投資信託受益証券残高の制度部門別割合	投資所得（支払） 3(1)イ(ウ)a.(c)
(エ) 賃貸料	a + b	
a. 土地の純賃貸料	県の支払土地賃貸料 × { 国の受取賃貸料 / 国の支払賃貸料 } - 土地税	
イ 支払	(ア) + (イ) + (ウ) + (エ)	
(ア) 利子	a + b + c + d	
a. 消費者負債利子	国の消費者負債利子（全国銀行） × 全国銀行貸出残高県割合（個人運転資金） + 国の消費者負債利子（生命保険会社） × 個人・団体保険保有契約高県割合 + 国の消費者負債利子（その他金融機関） × 全国銀行貸出残高県割合	日本銀行統計（日本銀行） 生命保険事業概況（生命保険協会） 兵庫県統計書（県統計課）、関係指標
b. 持ち家の支払利子 （住宅支払利子）	国の持家の支払利子（全国銀行） × 全国銀行個人設備資金県割合 + 国の持家の支払利子（住宅金融支援機構） × 貸出残高の県割合 + 国の持家の支払利子（その他金融機関） × 全国銀行個人設備資金県割合	日本銀行統計（日本銀行） 関係指標
c. 農林水産業の支払利子	国の農林水産業支払利子 × 農林水産業貸付残高等の県割合	農林金融（農林中金総合研究所）、関係指標
d. 非農林水産業の支払利子	国の非農林水産業支払利子 × 非農林水産業個人企業数の県割合	日本銀行統計（日本銀行） 国勢調査（総務省）、関係指標

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
(イ)法人企業の分配所得の支払 (ウ)保険契約者に帰属する投資所得 (エ)賃貸料	(発生しない) (発生しない) 土地の純賃貸料 A+B+C-D ただし、 A: (田の賃貸料×田の借入耕地面積) + (畑の賃貸料×畑の借入耕地面積) B: (持ち家のうち、店舗その他併用住宅で敷地が借地の戸数) × (1世帯当たり地代) × (修正倍率) C: (持ち家のうち、専用住宅で敷地が借地の戸数) × (1世帯当たり地代) × (修正倍率) D: 土地税	田畑価格及び小作料調 (日本不動産研究所) 世界農林業センサス(農林水産省) 住宅・土地統計調査(総務省) 全国消費実態調査(総務省) 地方財政状況調査表(県市町振興課) 関係指標
(3) 対家計民間非営利団体 ア 受取 (ア) 利子	(ア) + (イ) + (ウ) + (エ) 国の受取利子 × 対家計民間非営利団体従業者数の県割合	関係指標 経済センサス基礎調査(総務省) 支払: 金融機関の企業所得(3(1)b、3(2)b)
(イ)法人企業の分配所得の受取 (ウ)保険契約者に帰属する投資所得 (エ)賃貸料 イ 支払 (ア) 利子 (イ)法人企業の分配所得の支払 (ウ)保険契約者に帰属する投資所得 (エ)賃貸料	国の法人企業分配所得受取 × 対家計民間非営利団体従業者数の県割合 非生命保険の保険契約者に帰属する投資所得の支払 × 対家計民間非営利団体の受取割合 (= 純保険料の支払割合) 国の受取賃貸料 × 対家計民間非営利団体従業者数の県割合 - 土地税 (ア) + (イ) + (ウ) + (エ) 国の支払利子 × 対家計民間非営利団体従業者数の県割合 (発生しない) (発生しない) 国の受取賃貸料 × 対家計民間非営利団体従業者数の県割合 - 土地税	経済センサス基礎調査・活動調査(総務省) 関係指標
3 企業所得 (法人企業の分配所得受払後)	企業所得 = A + B - C ただし、 A: 生産系列で推計した経済活動別からの営業余剰・混合所得 B: 財産所得の受取 C: 財産所得の支払 なお、企業所得は以下の制度部門ごとに推計している (企業所得 = Σ (①～⑦の企業所得)) <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> (1) 民間法人企業 a. 非金融法人企業 ① b. 金融機関 ② (2) 公的企業 a. 非金融法人企業 ③ b. 金融機関 ④ (3) 家計(個人企業) a. 農林水産業 ⑤ b. その他の産業(非農林水業・非金融) ⑥ c. 持ち家 ⑦ </div>	
※営業余剰・混合所得の制度部門別分割	生産系列(経済活動別総生産及び要素所得(在庫品評価調整後)で推計した営業余剰・混合所得を、非金融法人企業(民間及び公的)、金融機関、(民間及び公的)、家計(個人企業)の制度部門別に分割する I 各経済活動部門と各制度部門が一致している②、③、④及び⑦については、直接、各制度部門の営業余剰として計上 II 家計(個人企業)のうち、⑤、⑥については、関連資料から推計 III 営業余剰総額 - (I + II)を①とする	郵政行政統計(日本郵政(株)) 日本銀行統計(日本銀行) 財政状況調査(県統計課)、関係指標 住宅・土地統計調査 税務年報(県税務課) 国税庁統計年報書(国税庁) 国民経済計算(内閣府) 税務統計から見た法人企業の実態(国税庁) 国勢調査(総務省) 照会資料、関係指標
(1) 民間法人企業 ア 非金融法人企業 (ア) 営業余剰 (イ) 財産所得の受取 a. 利子 b. 法人企業の分配所得の支払 c. 保険契約者に帰属する投資所得 d. 賃貸料 (ウ) 財産所得の支払 a. 利子 b. 法人企業の分配所得の支払 c. 保険契約者に帰属する投資所得 d. 賃貸料	ア+イ (ア) + (イ) - (ウ) (営業余剰・混合所得の制度部門別分割のⅢ) a+b+c+d 県の営業余剰 × (国の受取利子 / 国の営業余剰) 県の営業余剰 × (国の受取分配所得 / 国の営業余剰) 県の非生命保険の保険契約者に帰属する財産所得(支払) × 民間非金融法人企業の受取割合 (= 純保険料の支払割合) 国の受取総土地賃貸料 × 固定資産税(土地)の法人決定価格の県割合 - 土地税 a+b+c+d 県の営業余剰 × (国の支払利子 / 国の営業余剰) 県の営業余剰 × (国の支払分配所得 / 国の営業余剰) (発生しない) (国の支払総土地賃貸料 × 固定資産税(土地)の法人決定価格の県割合 - 土地税)	生産系列 関係指標 関係指標 支払: 金融機関の企業所得(3(1)b、3(2)b) 固定資産の価格等の概要調査(土地)(総務省) 関係指標 固定資産の価格等の概要調査(土地)(総務省)

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
イ 金融機関	(ア)+(イ)-(ウ)	
(ア) 営業余剰	(営業余剰・混合所得の制度部門別分割のⅠ)	
(イ) 財産所得の受取	a+b+c+d	
a. 利子	国の受取利子×貸出残高等の県割合	生産系列、関係指標
b. 法人企業の分配所得の支払	県の営業余剰×(国の受取分配所得/国の営業余剰)	生産系列、関係指標
c. 保険契約者に帰属する投資所得	県の非生命保険の保険契約者に帰属する財産所得(支払) ×民間金融機関の受取割合(=純保険料の支払割合) (発生しない)	支払:金融機関の企業所得(3(1)b、3(2)b)
d. 賃貸料		
(ウ) 財産所得の支払	a+b+c+d	
a. 利子	国の支払利子×預金残高等の県割合	日本銀行ホームページ、照会資料、関係指標
b. 法人企業の分配所得の支払	県の営業余剰×(国の支払分配所得/国の営業余剰)	日本銀行ホームページ、照会資料、関係指標
c. その他の投資所得	(a)+(b)+(c)	
(a) 保険契約者に帰属する投資所得		
生命保険の帰属収益	国の生命保険の帰属収益×保有料額の県割合	照会資料、関係指標
非生命保険の帰属収益	国の非生命保険の帰属収益×(保険料収入-支払保険料)の県割合	照会資料、関係指標
生命保険の保険契約者配当	国の生命保険の保険契約者配当×生命保険保有契約高の県割合	生命保険協会資料、関係指標
非生命保険の保険契約者配当	国の非生命保険の保険契約者配当×(保険料収入-支払保険料)の県割合	照会資料、関係指標
(b) 年金受給権に係る投資所得	国の年金受給権に係る投資所得×加入者数等の県割合	厚生省ホームページ、関係指標
(c) 投資信託投資者に帰属する投資所得	国の投資者に帰属する投資所得×預金残高の県割合	日本銀行ホームページ
d. 賃貸料	{国の支払総土地賃貸料×固定資産税(土地)の法人決定価格の県割合-土地税}	固定資産の価格等の概要調査(土地)(総務省)
(2) 公的企業	ア+イ	
ア 非金融法人企業	(ア)+(イ)-(ウ)	
(ア) 営業余剰	(営業余剰・混合所得の制度部門別分割のⅠ)	
(イ) 財産所得の受取	a+b+c+d	
a. 利子	国の受取利子×公営企業従事者(金融機関除く)の県割合	経済センサス基礎調査・活動調査(総務省)
b. 法人企業の分配所得の支払	国の受取分配所得×公営企業従事者(金融機関除く)の県割合	関係指標
c. 保険契約者に帰属する投資所得	県の非生命保険の保険契約者に帰属する財産所得(支払) ×公的非金融機関の受取割合(=純保険料の支払割合)	支払:金融機関の企業所得(3(1)b、3(2)b)
d. 賃貸料	国の受取賃貸料×公営企業従事者(金融機関除く)の県割合	経済センサス基礎調査・活動調査(総務省)
(ウ) 財産所得の支払	a+b+c+d	関係指標
a. 利子	国の支払利子×公営企業従事者(金融機関除く)の県割合	経済センサス基礎調査・活動調査(総務省)
b. 法人企業の分配所得の支払	国の支払分配所得×公営企業従事者(金融機関除く)の県割合	関係指標
c. 保険契約者に帰属する投資所得	(発生しない)	
d. 賃貸料	{国の支払総土地賃貸料×固定資産税(土地)の法人決定価格の県割合}	固定資産の価格等の概要調査(土地)(総務省)
イ 金融機関	(ア)+(イ)-(ウ)	
(ア) 営業余剰	(営業余剰・混合所得の制度部門別分割のⅠ)	
(イ) 財産所得の受取	a+b+c+d	
a. 利子	国の受取利子×貸出等残高の県割合	生産系列、関係指標
b. 法人企業の分配所得の支払	国の受取分配所得×公営企業従事者(金融機関)の県割合	経済センサス基礎調査・活動調査(総務省)
c. 保険契約者に帰属する投資所得	(推計しない)	関係指標
d. 賃貸料	(発生しない)	
(ウ) 財産所得の支払	a+b+c+d	
a. 利子	国の支払利子×貸出等残高の県割合	生産系列、関係指標
b. 法人企業の分配所得の支払	国の支払分配所得×公営企業従事者(金融機関)の県割合	経済センサス基礎調査・活動調査(総務省)
c. 保険契約者に帰属する投資所得		関係指標
生命保険の帰属収益	国の生命保険の帰属収益×保有契約高の県割合	日本郵政(株)ホームページ、関係指標
非生命保険の帰属収益	国の非生命保険の帰属収益×保険料等の県割合	関係指標
生命保険の保険契約者配当	国の生命保険契約者配当×保有契約高の県割合	日本郵政(株)ホームページ、関係指標
非生命保険の保険契約者配当	国の非生命保険の保険契約者配当×保険料等の県割合	地方財政統計年報(総務省)、関係指標
d. 賃貸料	(推計しない)	
(3) 家計(個人企業)	ア+イ+ウ	
ア 農林水産業	(ア)+(イ)-(ウ)	
(ア) 混合所得	混合所得=A-B-C	生産系列
	ただし、	
	A:農林水産業純生産(要素費用表示)	
	B:農林水産業雇用者報酬(内ベース)	関係指標
	C:農林水産業民間法人企業営業余剰	照会資料
	なお、	
	C=民間法人企業所得×農林水産業割合×営業余剰への転換比率で、 民間法人企業所得=全産業の営業余剰・混合所得×国民経済計算の 民間法人企業所得比率	
(イ) 財産所得の受取	(発生しない)	
(ウ) 財産所得の支払	a+b+c+d	
a. 利子	国の支払利子×農林水産業貸付残高等の県割合	日本銀行統計(日本銀行)、関係指標
b. 法人企業の分配所得の支払	(発生しない)	農林金融(農林中金総合研究所)
c. 保険契約者に帰属する投資所得	(発生しない)	
d. 賃貸料	田・畑の10a当たり賃貸料×田・畑の借入耕地面積-土地税	田畑価格及び小作料調(日本不動産研究所) 世界農林業センサス(農水省)

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
イ その他の産業(非農林水産・非金融) (ア) 混合所得	(ア) + (イ) - (ウ) 1 個人企業当たり混合所得 × 個人企業数 + 混合所得(内職 + 兼業) ※各産業別に推計して合算	関係指標 国税庁統計年報書(国税庁) 国勢調査(総務省)
(イ) 財産所得の受取 (ウ) 財産所得の支払 a. 利子 b. 法人企業の分配所得の支払 c. 保険契約者に帰属する投資所得 d. 賃貸料	(発生しない) a + b + c + d 国の支払利子 × 非農林水産業個人企業数の県割合 (発生しない) (発生しない) 店舗その他併用住宅借地戸数 × 1世帯あたり地代 - 土地税	国勢調査(総務省)、関係指標 住宅・土地統計調査(総務省) 全国消費実態調査(総務省)
ウ 持ち家 (ア) 営業余剰	(ア) + (イ) - (ウ) 持ち家の帰属家賃 × 営業余剰比率	支出系列 関係指標
(イ) 財産所得の受取 (ウ) 財産所得の支払 a. 利子 b. 法人企業の分配所得の支払 c. 保険契約者に帰属する投資所得 d. 賃貸料	(発生しない) a + b + c + d 国の支払利子(銀行 + 住宅金融公庫 + その他) × 貸出残高の県割合 (発生しない) (発生しない) 専用住宅の借地戸数 × 1世帯あたり地代 - 土地税	日本銀行ホームページ、関係指標 住宅・土地統計調査(総務省) 全国消費実態調査(総務省)
(4) FISIMの調整	各制度部門別に推計した受取・支払利子額にFISIMの調整を行う 金融機関以外(FISIM調整後) 受取利子 = FISIM調整前受取利子 + FISIM貸し手側消費額 支払利子 = FISIM調整前支払利子 - FISIM借り手側消費額 金融機関(FISIM調整後) 受取利子 = FISIM調整前受取利子 + FISIM貸し手側消費額 - FISIM借り手側産出額 支払利子 = FISIM調整前支払利子 - FISIM借り手側消費額 + FISIM貸し手側産出額	関係指標
4 県民所得(要素費用表示)	1 雇用者報酬 + 2 財産所得 + 3 企業所得	
5 生産・輸入品に課される税(控除) 補助金 (1) 生産・輸入品に課される税 (2) 補助金	(1) 生産・輸入品に課せられる税 - (2) 補助金 生産系列で推計 生産系列で推計	生産系列
6 県民所得(第1次所得バランス)	4 県民所得(要素費用表示) + 5 生産・輸入品に課される税(控除)補助金	
7 経常経費(純)	「【基本勘定】」 - 「2 制度部門別所得支出勘定」の以下の項目を参照 ○ 所得・富等に課される経常税 ○ 社会負担 ○ 社会給付 ○ その他の社会保険非年金給付 ○ 社会扶助給付 ○ その他の経常移転(狭義) ・非生命保険金及び非生命保険純保険料 ・他に分類されない経常移転(その他の経常移転、罰金)	
8 県民可処分所得	県民可処分所得 = 県民所得(第1次所得バランス) + 経常移転(純)	

3 県内総生産(支出側)及び県民総所得

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
1 民間最終消費支出		
(1) 家計最終消費支出	<p>県の13目的分類別家計最終消費支出=</p> <p style="text-align: center;">国民経済計算の13目的分類別家計最終消費支出×c</p> <p>※国民経済計算の13目的分類別家計最終消費支出は経済計算上の概念に合わせるため、国内ベースから国民ベースへ転換</p> <p>a. 自県分=「全国家計構造調査」による自県分推計値(ア) + 自県分直接推計値(イ)</p> <p>b. 全県分=「全国家計構造調査」による全県分推計値(ア) + 全県分直接推計値(イ)</p> <p>c. 自県分割合 c=a/b(13目的分類別)</p>	<p>国民経済計算(内閣府)</p> <p>全国産業連関表(総務省)</p>
ア 全国家計構造調査による部分	<p>家計最終消費支出全体を2人以上世帯と単身世帯に分け、それぞれ13目的(食料・非アルコール、アルコール飲料・たばこ、被服・履物、住宅・電気・ガス・水道、家具・家庭用機器・家事サービス、保健・医療、交通、情報・通信、娯楽・スポーツ・文化、教育サービス、外食・宿泊サービス、保険・金融サービス、個別ケア・社会保護・その他)別に、自県分と全県分を推計した</p>	
2人以上世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国家計構造調査による一世帯当たり消費支出(二人以上世帯) × 二人以上世帯数 	<p>全国家計構造調査報告(総務省)</p> <p>国勢調査(総務省)</p> <p>推計人口調査(県統計課)</p>
単身世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国家計構造調査による一世帯当たり消費支出(単身世帯) × 単身世帯数 (全国家計構造調査は5年毎のため、調査年次以外は補間・補外推計) 	
イ 直接推計による部分	<p>全国家計構造調査では捕捉されていない経済計算上の概念に合わせるため、下記の項目について加算、別途推計加算をおこなった</p>	
加 算 項 目	<p>家計最終消費支出の概念範囲に含まれているが、全国家計構造調査では捕捉していない項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生命保険サービス、年金基金サービス、証券手数料、FISIM消費額 	<p>生産系列・分配系列推計 関係指標</p> <p>国勢調査(総務省)</p> <p>全国家計構造調査報告(総務省)</p>
別途推計加算項目	<p>全国家計構造調査では的確に把握していないと考えられるため、別途推計する項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家賃(持ち家の帰属家賃を含む)、非生命保険サービス、自動車購入額、医療費(自己負担分)、介護費(自己負担分) 	<p>住宅・土地統計調査報告(総務省)</p> <p>建築着工統計調査報告(国土交通省)</p> <p>消費者物価指数(総務省)</p> <p>建築物減失統計調査報告(国土交通省)</p> <p>生産系列・分配系列推計 関係指標</p> <p>軽自動車新車新規車種別・銘柄別・都道府県別検査(販売)台数(全国軽自動車協会連合会)</p> <p>小売物価統計調査(総務省)</p> <p>全国産業連関表(総務省)</p>
(2) 対家計民間非営利団体最終消費支出	<p>「非市場生産者(非営利)」部門の産出額－財貨サービスの販売－R&D</p>	<p>生産系列推計</p> <p>国民経済計算(内閣府)</p>
2 地方政府等最終消費支出	<p>「中央政府等の扱い変更」に伴い、中央政府等の地域事業所の最終消費は、事業所の所在する地域に帰属せず、域外の中央政府等で最終消費されるため、県外等への「移出」として記録(加算)する(2015基準)</p>	
(再掲)	<p>「非市場生産者(政府)」部門の産出額(地方政府等) － 財貨サービスの販売(地方政府等) － R&D(地方政府等) + 現物社会移転(市場算出の購入)(地方政府等)</p>	<p>生産系列・分配系列推計</p> <p>国民経済計算(内閣府)</p> <p>直接照会資料</p>
家計現実最終消費	<p>民間最終消費支出+政府最終消費支出(個別消費支出分)</p>	
政府現実最終消費	<p>政府最終消費支出(集合消費支出分)</p> <p>非市場生産者(政府)の経済活動別に、個別消費と集合消費に分割した</p> <p>個別消費:公務のうち個別消費部分、教育、社会教育、保健衛生・社会福祉 集合消費:上記以外</p> <p>※公務は、全国産業連関表の集合消費と個別消費の割合で分割</p>	<p>生産系列推計</p> <p>全国産業連関表(総務省)</p>

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
<p>3 県内総資本形成</p> <p>(1) 総固定資本形成</p> <p>ア 民間</p> <p>(ア) 住宅</p> <p>(イ) 企業設備</p> <p>イ 公 的</p> <p>(ア) 住宅</p> <p>(イ) 企業設備</p> <p>(ウ) 一般政府</p> <p>(2) 在庫変動</p> <p>ア 民間企業</p> <p>イ 公的企業</p> <p>4 財貨・サービスの移出入(純)</p> <p>(1) 財貨・サービスの移出</p> <p>(FISIMを除く)</p>	<p>全国住宅投資総額×居住用建築物工事額の対全国比－ 県公的住宅額</p> <p>資産分類別に分け、そのうち「その他の建物・構築物」及び「機械・設備」を 「製造業」と「製造業以外」に分けて推計した 全て国民経済計算値の按分による ①「その他の建物・構築物」及び「機械・設備」の「製造業」 ＝「経済構造実態調査」の有形固定資産取得額＋建設仮勘定の対全国比で按分 ②「その他の建物・構築物」及び「機械・設備」の「製造業以外」 ＝総生産額の対全国比で按分 ③「育成生物資源」 ＝「生産農業所得統計」の「果実(果樹)・乳牛+その他の畜産」の産出額の対全国比で按分 ④「研究・開発」及び「コンピュータ・ソフトウェア」 ＝総生産額の対全国比で按分 ⑤「娯楽作品原本」 ＝「放送業」「映像・音声・文字情報制作業」(経済センサスの売上額合計に NHK受信料を控除した額の対全国比で按分</p> <p>決算書から住宅建設関係費(用地費・補償費を控除)を集計した</p> <p>企業会計等の有形固定資産増加－用地費・補償費＋コンピュータ・ソフトウェア ＋R&D＋娯楽作品原本 ※コンピュータ・ソフトウェア及びR&Dは、国民経済計算の公的企業設備に おける投資額比率より推計 ※娯楽作品原本は、「放送業」「映像・音声・文字情報制作業」(経済セン サスの売上額合計の対全国比で按分</p> <p>建設関係費(用地費・補償費、住宅建設費を控除) ＋コンピュータ・ソフトウェア及びR&D ※コンピュータ・ソフトウェア及びR&Dは国民経済計算の一般政府の 総固定資本形成額における投資額比率より推計</p> <p>名目在庫残高(a)＝県の名目産出額 ×国民経済計算の名目産出額に対する民間部門の名目在庫残高の比率 実質在庫残高(b)＝a÷在庫残高デフレーター(年度末) 実質在庫変動(c)＝年度末b－前年度末b 名目在庫変動＝c×在庫残高デフレーター(年度平均)</p> <p>名目在庫残高(a)＝県の名目産出額 ×国民経済計算の名目産出額に対する公的部門の名目在庫残高の比率 実質在庫残高(b)＝a÷在庫残高デフレーター(年度末) 実質在庫変動(c)＝年度末b－前年度末b 名目在庫変動＝c×在庫残高デフレーター(年度平均)</p> <p>(1)－(2)＋(3)＋(4)</p> <p>移出額＋輸出額 移出額(a)＝産業連関表より求めた部門別移出率 ×各年の経済活動別産出額 ※「中央政府等の扱いの変更」に伴い、中央政府等の地域事業所が産出する サービスは、域外の中央政府等で最終消費されるため、県外等への「移出」と して記録する。 移出総額(b)＝(a)＋生産系列で推計する中央政府等の地域事業所の産出 額－財貨・サービスの販売－R&D＋現物社会移転 (産業連関表公表は5年毎のため、中間年は補間推計) 輸出額＝産業連関表より求めた部門別輸出率 ×各年の経済活動別産出額 (産業連関表公表は5年毎のため、中間年は補間推計)</p>	<p>国民経済計算(内閣府) 建築総合統計(国土交通省) 建設工事施工統計調査(国土交通省) 支出系列推計(公的住宅)</p> <p>国民経済計算(内閣府) 関係指標 経済構造実態調査(経済産業省) 生産系列推計 生産農業所得統計(農林水産省) 生産系列推計 経済センサス活動調査(総務省・経済産業省) NHK業務報告書、決算財務諸表</p> <p>財政状況調査(県統計課) 決算状況調査表(県財政課) 地方財政状況調査(総務省) 生産系列推計</p> <p>国民経済計算(内閣府) 関係指標 経済センサス活動調査(総務省・経済産業省) 財政状況調査(県統計課) 兵庫県公営企業会計決算書(兵庫県) 地方財政状況調査(総務省) 神戸市公営企業会計決算書(神戸市) 決算状況調査表(県財政課) 地方財政状況調査(総務省) 兵庫県公営企業会計決算書(兵庫県) 国民経済計算(内閣府) 生産系列推計</p> <p>国民経済計算(内閣府) 生産系列推計 関係指標</p> <p>産業連関表(県統計課) 国民経済計算(内閣府) 関係指標 生産系列推計 支出系列推計(地方政府等最終消費支出)</p>

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
(2) 財貨・サービスの移入 (FISIMを除く)	移入額＋輸入額 移入額＝産業連関表より求めた部門別移入率 ×(各年の経済活動別中間投入額＋各年の支出最終需要額) (産業連関表公表は5年毎のため、中間年は補間推計) 輸入額＝産業連関表より求めた部門別輸入率 ×(各年の経済活動別中間投入額＋各年の支出最終需要額) (産業連関表公表は5年毎のため、中間年は補間推計)	産業連関表(県統計課) 国民経済計算(内閣府) 生産系列推計 支出系列推計(県内最終需要額)
(3) 著作権等サービスの移出入(純)	娯楽原本の使用に対する支払を「著作権等サービス」の産出として記録する	
(4) FISIM移出入(純)	FISIM県内産出額－FISIM県内消費額(全制度部門の合計)	生産系列推計 分配系列推計
5 統計上の不突合	県内総生産(生産側)－(民間最終消費支出＋地方政府等最終消費支出＋ 県内総資本形成＋財貨・サービスの移出入(純))	
6 県外等からの要素所得(純)	県民所得(分配)－県内純生産	

Ⅷ SNA産業分類（経済活動別分類）と日本標準産業分類の対応表

S N A 産 業 分 類	日 本 標 準 産 業 分 類（平成25年10月改定）
1 農林水産業 (1) 農業	01 農業 (0113 野菜作農業（きのこ類の栽培を含む）のうち「きのこ類の栽培」→林業） (014 園芸サービス業→その他のサービス)
(2) 林業	02 林業 0113 野菜作農業（きのこ類の栽培を含む）のうち「きのこ類の栽培」
(3) 水産業	03 漁業（水産養殖業を除く） 04 水産養殖業
2 鉱業	05 鉱業、採石業、砂利採取業 2181 砕石製造業
3 製造業 (1) 食料品	09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 1641 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業のうち「硬化油（食用）」 5895 料理品小売業のうち「製造小売分」 952 と畜場
(2) 繊維製品	11 繊維工業 (1113 炭素繊維製造業→窯業・土石製品)
(3) パルプ・紙・紙加工品	14 パルプ・紙・紙加工品製造業
(4) 化学	16 化学工業 (1641 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業のうち「硬化油（食用）」→食料品)
(5) 石油・石炭製品	17 石油製品・石炭製品製造業
(6) 窯業・土石製品	21 窯業・土石製品製造業 (2181 砕石製造業→鉱業) 1113 炭素繊維製造業
(7) 一次金属	22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業
(8) 金属製品	24 金属製品製造業
(9) はん用・生産用・業務用機械	25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業
(10) 電子部品・デバイス	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
(11) 電気機械	29 電気機械器具製造業
(12) 情報・通信機器	30 情報通信機械器具製造業
(13) 輸送用機械	31 輸送用機械器具製造業 901 機械修理業のうち「空港等で行われる航空機整備」
(14) 印刷業	15 印刷・同関連業
(15) その他の製造業	12 木材・木製品製造業（家具を除く） 13 家具・装備品製造業 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く） 19 ゴム製品製造業 20 なめし革・同製品・毛皮製造業 32 その他の製造業
4 電気・ガス・水道・廃棄物処理業 (1) 電気業 (2) ガス・水道・廃棄物処理業	33 電気業 34 ガス業 35 熱供給業 36 水道業 (361 上水道業のうち「船舶給水業」→運輸・郵便業) 88 廃棄物処理業
5 建設業	06 総合工事業 07 職別工事業（設備工事業を除く） 08 設備工事業
6 卸売・小売業 (1) 卸売業	50 各種商品卸売業 } 55 その他の卸売業 959 他に分類されないサービス業のうち「卸売市場」
(2) 小売業	56 各種商品小売業 } 58 飲食料品小売業 (5895 料理品小売業のうち「製造小売分」→食料品製造業) } 60 その他の小売業 (6033 調剤薬局のうち「調剤」→保健衛生・社会事業) 61 無店舗小売業 6421 質屋

S N A 産業分類	日本標準産業分類 (平成25年10月改定)
7 運輸・郵便業	361 上水道のうち「船舶給水業」 42 鉄道業 46 航空運輸業 47 倉庫業 48 運輸に附帯するサービス業 49 郵便業（信書郵便業を含む） 861 郵便局 862 郵便局受託業 693 駐車場業 （自動車の保管を目的とする駐車場→不動産業。路面上に設置される駐車場は除く） 791 旅行業
8 宿泊・飲食サービス業	75 宿泊業（うち会社の寄宿舎、学生寮等を除く） 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業 （7721 配達飲食サービス業のうち「学校給食」→教育）
9 情報通信業 (1) 通信・放送業 (2) 情報サービス・映像音声文字 情報製作業 10 金融・保険業	37 通信業 38 放送業 40 インターネット附随サービス業 39 情報サービス業 41 映像・音声・文字情報制作業 62 銀行業 64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関（6421 質屋→小売業） 65 金融商品取引業、商品先物取引業 66 補助的金融業等 67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
11 不動産業 (1) 住宅賃貸業 (2) その他の不動産業	692 貸家業、貸間業、帰属計算する住宅賃貸料 68 不動産取引業 691 不動産賃貸業（貸家業、貸間業を除く） （6912 土地賃貸業を除く） 693 駐車場業のうち自動車の保管を目的とする駐車場（所有者の委託を受けて行う駐車場の管理運営の活動を含む） 694 不動産管理業
12 専門・科学技術、業務支援 サービス業	70 物品賃貸業 71 学術・開発研究機関 72 専門サービス業（他に分類されないもの） （727 著述家・芸術家→その他のサービス） 73 広告業 74 技術サービス（他に分類されないもの） （746 写真業→その他のサービス） 91 職業紹介・労働者派遣業 92 その他の事業サービス業
13 公務	97 国家公務 98 地方公務 8511 社会保険事業団体
14 教育	7721 配達飲食サービスのうち「学校給食」 81 学校教育 82 その他の教育、学習支援業 （821 社会教育、823 学習塾、824 教養・技能教授業→その他のサービス） （8229 その他の職業・教育支援施設のうち「児童自立支援施設」→保健衛生・社会事業）
15 保健衛生・社会事業	6033 調剤薬局のうち「調剤」 8229 その他の職業・教育支援施設のうち「児童自立支援施設」 83 医療業 84 保健衛生 85 社会保険・社会福祉・介護事業 （8511 社会保険事業団体→公務）
16 その他のサービス	014 園芸サービス業 727 著述・芸術家業 746 写真業 78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業 （うち791 旅行業→運輸・郵便業） 80 娯楽業 821 社会教育 823 学習塾 824 教養・技能教授業 87 協同組合（他に分類されないもの） 89 自動車整備業 90 機械等修理業（別掲を除く） （901 機械修理業のうち「空港等で行われる航空機整備」→輸送機械製造業） 93 政治・経済・文化団体 94 宗教 95 その他のサービス （952 と畜場→食料品製造業）

令和4年度 兵庫県民経済計算

令和7年2月発行

編集・発行 兵庫県企画部統計課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話 (078) 362-4129 (政策統計班 直通)

E-mail : toukeika@pref.hyogo.lg.jp